

河合町議会会議録

令和4年 12月7日 開会

河合町議会

令和4年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

第 3 号 （12月7日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
佐藤利治	3
常盤繁範	24
中山義英	46
大西孝幸	79
西村 潔	83
○散会の宣告	104
○署名議員	107

令和 4 年 1 2 月 7 日 (水曜日)

(第 3 号)

令和4年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和4年12月7日（水）午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	森光祐介	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	西村 潔
13番	谷本昌弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	清原正泰	参事	横山泰典
企画部長	森嶋雅也	総務部長	上村卓也
福祉部長	浮島龍幸	環境部長	石田英毅
まちづくり 推進部長	福辻照弘	教育委員会 参事	山本 剛
総務部次長	小野雄一郎	政策調整課長	岡田健太郎
安心安全 推進課長	川村大輔	財政課長	新井俊洋
税務課長	松本武彦	管財課長	西村直貴

住民福祉課長	古 谷 真 孝	福祉政策課長	浦 達 三
まちづくり 推進課長	杵 本 幸 史	住 宅 課 長	森 川 泰 典
教育総務課長	中 尾 勝 人	生涯学習課長	小 槻 公 男

会議に従事した事務局職員

局 長 心 得	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
---------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） おはようございます。

議場内では、携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードで対応、お願いしておきます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。令和4年第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（谷本昌弘） 本日の日程は一般質問です。

これより本日の会議を開きます。

各議員の持ち時間は30分となっております。5分前に声をかけさせていただきます。

なお、質疑の際はマスクを外させていただくことがあります。ご了承願います。

本日は、質問順番第7番目から11番の方まで順に行います。

それでは、質問を許します。

◇ 佐藤利治

○議長（谷本昌弘） 7番目に、佐藤利治議員、登壇の上、質問願います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

（4番 佐藤利治 登壇）

○4番（佐藤利治） 皆様、おはようございます。

議席番号4番、佐藤利治、通告書に従いまして一般質問させていただきます。

議会での質問も残り僅かとなってまいりました。皆様からのご意見、ご要望にお応えできていないことも多々ございます。時間の許す限り答えを求めてまいります。

まず、佐味田川駅前の町民グラウンドについて。

すみません、ちょっとマスク外させてもらいます。

過去にはグラウンドに設置されておりますトイレが、あまりにも清潔感がないとのことで、洋式化を検討するとご答弁をいただいておりますが、今後どのようにグラウンドを維持管理していく考えなのか教えてください。

町内循環ワゴン、すな丸号について。

令和元年の9月に質問させていただきました件、住民の皆様も注視されていますが、運行の見直し、利用が何日もないバス停の見直しは、どのように進んでいますか。

災害備蓄品について。

現在、防災備蓄倉庫に粉ミルク、液体ミルクが備蓄されていますが、期限が過ぎて無駄にしないためにも、ローリングストック等を活用して、いつ誰がどのように管理していますか。

野良猫の対策について。

県が推奨しているTNR、地域猫活動を進めると聞いておりますが、現在の状況と、これから予想されます問題点等がありましたら教えてください。ここからは野良猫のことを地域猫と呼びたいと思います。

空き地の草刈り等管理委託制度（案）について。

実施する方向で進んでいますか。進んでいましたら、現在の進捗状況と、これからの予定を目標期日で教えてください。申し訳ないんですけども、端的でよいので制度の説明もしていただいたら助かります。

最後に、議決議案をより速やかに施行するためには、毎月の協議会、懇談会等以外で良い案、方法はありましたか。

以上6点、通告書に記載どおり、担当部長よりご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

再質問については自席で行います。

○教育委員会参事（山本 剛） 議長。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） まず最初の質問であります佐味田川駅前の町民グラウンドにつきまして、担当課より回答させていただきます。

○生涯学習課長（小槻公男） 議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） それでは、佐味田川駅前の町民グラウンドについて、私のほうから答えさせていただきます。

まず、町民グラウンドをはじめ、スポーツ施設が全般的に老朽化していることについて、改修などの計画を引き続き検討しているところです。教育委員会内では、スポーツ施設全般の課題を整理する中で、今年度10月より実施されている公共施設の広域利用実証実験に向け、まずは北体育館の改修を優先して行ったところです。来年度につきましては、利用件数などを考慮し、スポーツ公園管理棟のトイレの改修を計画し、予算要求しています。

町民グラウンドのトイレにつきましては、簡易型の洋式便器を設置するスペースがなく、洋式化に向けては建物全体の改修も必要になると感じており、その際にはバリアフリー化が実現された現代的な施設とすることも必要であります。いましばらく時間がかかりますが、財政部局と調整する中で進めていきたいと考えています。

グラウンドの草については、これまで9月のクリーンデーで、ボランティアの方、職員で草の根から抜いていましたが、コロナ禍でクリーンデーが3年間中止になったこと、また、利用者が減少したことも重なり、草の根が残ったまま非常に状態が悪くなっています。除草については、工法を検討し、業者委託で改善していく考えです。

年間の管理について、まず草刈りについては年2回、町内業者に委託し実施するとともに、必要に応じて職員も対応しています。トイレ掃除につきましても、月2回、業者委託にて実施しています。また、随時職員も行っているところです。さらに、随時職員が巡視を行う中でごみの撤去も行っています。ごみについては、基本的に持ち帰りをお願いすることとし、今後、看板等を整備していきます。

基本的には、予防保全を念頭に現在の整備方法を継続し、利用者、ボランティアの方々と一緒に、利用者が快適に利用できる環境の維持管理に努めていきたいと考えます。

以上です。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 2番目のすな丸号に関連する部分、そしてあと6番目、議決議案に関連する部分につきまして、まず、担当課長、または次長のほうから答弁させていただきます。

○管財課長（西村直貴） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） すな丸号の運行の見直しについて、私のほうから説明させていただきます。

すな丸号については、安全かつ適切な運行管理や、町民の満足度を向上させるための意見を伺う場の設置などを目的に、令和3年3月、河合町すな丸号運行管理規程及び運行マニュアルを策定し、以降、当該規程などにに基づき運行をしています。これまでも利用者の方からいただいた要望などを基に、自動ドアやステップつき車両への変更、また、コロナ対策として飛沫防止シートや停車時のお知らせボタンの設置などを行ってきました。また、今年4月からは、北ルートにおいて、万代の最寄り停留所である西山台停留所を増設したことで、大変便利になったといったお言葉もいただいております。

そして、コロナ禍で開催が遅れておりましたすな丸号サービス向上意見交換会を、先月25日に実施し、参加者の皆さんからいろんな意見や提案をいただきました。今後も、当該意見交換会を定期的に開催することで、住民の皆様の声を聞かせていただき、限られた予算の中ではありますが、実施可能なものから順次実施し、さらなる利便性の向上に努めていきます。

また、拠点やダイヤの変更など、大幅な見直しが今後必要になると考えてはいますが、利用者の方の混乱を招くことも考えられるため、慎重に検討する必要があると考えています。

以上です。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 担当部長からとのことでしたが、私のほうから災害備蓄品についてお答えさせていただきます。

備蓄品を無駄にしないよう、ローリングストック等、いつ誰がどのように管理していますかについてですが、毎年、当課が備蓄倉庫管理リストに基づき更新し管理しており、賞味期限等近づいてきているものにつきましては、総代自治会長会や訓練等で配布し対応しています。最近では、11月末に星和台と泉台で防災講習を行った際に、備蓄品を配布しております。

以上です。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（谷本昌弘） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） 私のほうからは、議員ご質問の4点目、野良猫の対策及び5点目、空き地の草刈り等管理委託制度（案）につきまして、お答えのほうさせていただきます。

まず、4点目、野良猫の対策についてでございますが、河合町のTNRへの取組といたしまして、今年度、奈良県が実施されております奈良県所有者不明猫TNR事業に参加いたしたところでございます。この事業につきましては、大字自治会が対象エリアを特定しまして、地域猫と表現させていただきますが、地域猫を捕獲し、特定の施設まで搬送することによりまして、地域猫の不妊、去勢手術を無料で実施した後、地域猫を元の場所に戻す活動でございます。

この事業の河合町におきましての現状でございますが、総代自治会長会でご案内させていただきましたが、これまで大字自治会から実施の希望がございませんでした。来年度も引き続きご案内させていただきたいと考えております。

また、予想されます問題点等につきましては、今後におきまして、地域での事業実施の際に検証してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、5点目、空き地の草刈り等管理委託制度（案）についてでございます。

空き地の雑草繁茂に対する河合町としての対応としましては、雑草除去の依頼通知や、空き地の所有者が近隣の場合には、訪問等によりまして適正な管理を依頼しておるところでございます。また、依頼通知により対応いただけない箇所におきましては、今年度から指導書を発行するなど、対応を強化しておるところでございます。

しかしながら、一部の空き地におきましては、適正な管理がなされない箇所があるのも現実でございます。この要因の一つといたしまして、空き地の所有者が遠方に住まわれており、適時の管理が難しいといったことが想定されます。

そこで、地域の環境保全を目的といたしまして、安定的な草刈りの実現に向けた取組、空き地の草刈り等管理委託制度の創設を考えております。この制度は、空き地の所有者と河合町が年間契約を締結することによりまして、遠方にお住まいなどの事情を抱えた所有者に代わり、河合町が草の繁茂状況を確認した上、必要に応じ、事業所を活用して草刈りを実施することによりまして、適正な空き地状態を維持するものでございます。年二、三回の草刈りを実施し、所有者が代金を支払うことを想定しております。当然ながら、所有者と適時協議をしながら進めていくものでございます。現在、この制度の実現に向け、制度設計等を進めておるところでございます。次年度からの実施を目標と考えておるところでございます。

以上でございます。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） それでは、6点目にご質問いただきました議決議案をより速やかに施行するためにはというご質問に対してお答えいたします。

議会で可決されました決議などや、答弁の中で検討するとした案件などにつきましては、各定例会終了後に、参事、部長、次長が集まる部次長会議において検討いたしまして、その対応の方針案を定めた上で、最終的には町長、副町長、教育長、参事及び部長が集まる三役部長会議において最終的な決定をしておるところでございます。令和元年6月議会以降、これまでに我々、執行機関において検討が必要となる決議や請願については7件ございまして、そのうち5件が実現できていると認識しており、このようにこれまでも必要な対応を行ってきたと考えておるところでございます。全て実現できているわけではございませんが、執行機関として優先順位を設けて進めているということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） それでは、私のほうから再質問を進めたいと思います。

まず、町民グラウンドについて。

もうちょっと昨日あったことなんで先に述べときますけれども、地元の泉台の住民の方からお電話を頂戴いたしました。その内容は、河合町の町民グラウンド、料金は払っているのに、整備を何ぼ言うてもやってくれへん。それっておかしくないですかと。私も端的に、おかしいですねという話はして終わりましたけれども、今日も多分傍聴に来られていると思います。私、10時からそのこと話しするって言ったので。だから、そういうふうな意見もあるということもよく理解していただきたい。

それと、先ほどの答弁の中でトイレは無理っていうことをお伺いしましたんで、現状。これはもう言いません。私ももう過去ほっていたのは、いずれ形が変わるんじゃないかなと思ってたんで言いませんでした。職員のパトロールとか、その掃除、草刈りの回数を増やすとか、草刈りの回数増やすのはいいと思います。ただ、職員の3名とか数名でマンパワーには限界あります。部課長が、一緒にその職員と毎回一緒に動くのであれば、参事も含めて、別と思いますけれども、無理です、それは。

だから、具体的にもっと、例えばトイレの側、コケがついている。コケをジェットで洗ってペンキを塗る。そのぐらいは業者に言わんでも職員でもできると思いますわ。そやけど、具体的な、もう人を増やすとか、パトロールを強化するとか、そういうマンパワーのお答え

はいいですわ。今の現状を分かってあらへんから、それ言うてはる人は。3人や2人の職員で何ができますか。上牧町の3倍あるんですよ。公園も、そういう施設も。せっかくあるやつを維持管理するんのやったら、もっとマンパワーもかけてください、そこに。そうじゃないと、その草刈りの回数を増やす、そのパトロールを強化する、何かもう聞こえのええような話にしか聞こえませんが。

それと、まず他町のお話で申し訳ございませんが、検討すると言ったら七日ぐらいで、行くのに行かないのかを返事していると、他町の職員が言うてました。行くとしてもすぐにはできないことも多いので、質問のあった議員に報告、協議をしていると伺いました。

河合町は何でできへんのでしょうか。私、佐藤の進め方に問題があるのでしょうか。お答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 確かに、そういった検討は内部では行っておるんですけども、そういったご提案いただいた議員の皆様にも、その進捗状況の報告を適宜するといった部分は欠けておったところもあろうかと思っておりますので、今後はそういった反省に基づき改めてまいりたいと考えておるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。

そしたら、検討すると言ったことについては、しばらくという時間が、1週間なのか、1年なのか、3年なのか分かりませんが、待ってればご返事いただけるということでもよろしいですね、皆さん。

それでは、次の話にします。

過去にお話しした内容ですが、駅から見えるところに企業の看板、また、ネーミングライツをしてもいいと、利用者を中心に少なくなっていると先ほど答弁ありましたけれども、利用者が。少ない人にも声かけたらいいと思うんです。草刈りボランティアの募集を言ってきましたが、何か進展はありましたか。

また、もうすぐお正月ですが、近隣に駐車場がないので、30日から新年3日ぐらいまでグラウンドを駐車場に開放してあげたら、お孫さんや息子さんが出てきたときに、おじいちゃん、おばあちゃんに喜ばれると約2年ほど前に言いましたが、そのときの担当課長は、今

年はと言われたままでした。今年も行わないのですね。

○生涯学習課長（小槻公男） 議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） まず、草刈りの件につきまして、ボランティアの方にそういう依頼をしているかという、募集をしているかということですが、現在のところ、グラウンドについては行っておりませんでした。そのほか、例えば古墳の草刈りであれば広報のほうで呼びかけたところですので、そういった手法を、またグラウンドについてもやっていきたいなというふうに思っています。先ほどもおっしゃっていましたように、やはり維持管理するに当たって、皆さん、ボランティアの方交えてやっていかないとなかなかできないところもありますので、そういったところで考えております。

それから、駐車場の開放につきましては、ちょっとご意見いただきながら、またちょっとそのあたりについては実施できるかどうか、また考えていきたいと思えます。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 先に言いました看板とか、ネーミングライツの件は一切動いていないんですね。それと、今年のお正月はもうすぐです。もう指折るぐらいになってきました。もう今年は無理ですね。その辺だけ教えてください。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） ネーミングライツの件につきましては、まだ実際、具体的な検討ということには至っておりません。

それから、駐車場の開放の件ですが、今からですと周知の時間的なところもありますので、そのあたりにつきましてもちょっと慎重に考えていきたいと思えます。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 来年、私がいるかどうか分かりませんが、来年は広報「かわい」で、29日とか30日とか日にちは別として、またできたらそういうふうにするということを表明してあげてください。よろしくをお願いします。

それと、互いに大切な時間を使っているわけですから、検討した結果を、やっぱり先ほども言いましたけれども、なぜお話ししないのか。できない理由を述べることは、これは人としての、きつい言い方かも知りませんが、礼儀と考えているんですけども、いかがですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 繰り返しになりますが、そういった報告というところが欠けていた部分はあるかと思しますので、今後、改善してまいりたいと考えておるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ありがとうございます。

ここからは、田中副町長含む町幹部の方にお答えいただいたほうがよいのかもしれませんが、今後10年、20年、今とか来年とかじゃないです、10年後、20年後を目指して、どのように町民グラウンドを維持管理していくのか教えてください。

また、ここからはある住民の方からのご意見ですが、もうこれだけ借金あるんやから、借金返済の手段の一つとして売却することは考えていないのか。マンションでも建てたら安定した税収入、また、近隣住民の長年の要望であるエレベーターや駅バリアフリー化も解決するかもしれない。町は考えていないのと聞かれました。もし、検討していることや、今言った住民の意見と違う考えがあれば教えてください。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（谷本昌弘） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） ありがとうございます。

先日、梅野美智代議員の質問にお答えしたときにも触れましたが、馬見広陵公園を拠点とした池部駅周辺の活用とか、そういうようなことをご質問いただきました。当然、河合町には近鉄駅が3駅もあります。そしてその3駅を有効に利用していないといういろんなご質問とかご要望等が寄せられているのは確かです。その付近、今、ご指摘の佐味田川駅前のグラウンド、これも有効活用できるんじゃないかということの一つでございます。ただ、用途地域でかなりの規制がございます。全体的な計画を練って、そして、都市計画をもう一度練り直して、用途地域の変更から進めてまいりたいと考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 県の公園課のほうにも確認しましたがけれども、公園等で建物建てたりとか、そういうふうな状況というのはあくまで地元の行政の決めることであって、それを反対はいたしませんと、応援しますよと、皆さん住民が喜んでもらえることについては。そういうふうにおっしゃっていたんで、何ら難しいことないと思うんです。

やはり私が聞きたいのは、先ほども言いましたけれども、10年後、20年後どうするか。その辺をちょっと住民からの意見に対して検討していることや、違う意見や考え方があれば教えてほしいんです。なかったらいい結構です。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（谷本昌弘） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） 先ほども申し上げましたように、駅前の空き地利用とか、そういうようなものを有効に活用して、河合町が元気になる、そういう施策を考えてまいりたいと考えております。池部駅の周辺でも体育館と公民館が跡地になります。かなり大きなスペースもできます。それらを有効的に活用するために、用途地域の変更、都市計画の変更を具体的に、次期、どういう方が町政を担うことになるかも分かりませんが、次期4年間の間にはある程度の方向性を定めるべきだと私は思っております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） それでは、ちょっと議題を変えてすな丸号についてお話ししたいと思います。

先ほどもちょっと話が出ましたんでちょっと言っておきますと、私が町議になる前に住民の皆さんから一番多く話いただいたことは、すな丸号の利便性を上げてほしい。先ほども利便性を追求していくということお話ありました。他町のようによくなるのなら100円ぐらいのお金は払うよと、よく聞きました。

昨年の令和3年2月22日、全議員説明会での今後の方針で、住民からの要望事項で全町民を対象としたアンケートとの実施と、5つは対応済み、未対応は3つです。運転手の教育、運行規程の策定、これが1つ。2、住民が意見をやる場、委員会の設置、これが2です。3、運行ルート見直しとありますが、その後、何か変化、進展は、具体的な例で何かありましたか。ありませんか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） お答えをさせていただきます。

2つ目に言っていただきました、その意見を言う場というようなところの部分で、令和3年3月にまず規程を設けさせていただきました。その規程の中で、すな丸号のサービス向上意見交換会、これを設置するというようなことで規程を設けさせていただきました。ちょっとコロナの関係で遅くなっていたのですが、先月25日に第1回目の意見交換会というのを実施させていただき、皆さんから意見や提案をいただいたところでございます。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私、行っていないのでちょっと分からないんですけども、具体的な報告というか内容とか新たにそこで決まったことというのは、議員の皆さんに報告のまだタイミングではなくて、温めているんですか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） まず、第1回目意見交換会ということで実施させていただきました。参加いただいたのが、一般に募集させていただきました5名の方、参加いただいたのと、あとすな丸号をよくする会ということで、会を設けていただいている中でお二人参加いただいております。その中でいろいろな意見をいただきました。これの意見交換会の趣旨といたしましては、利用していただいている皆様からより多くの、例えば今、利便性がこうなれば、もう少しこういうことがなればいいとか、そういった意見をいただくために意見交換会というのを設置させていただいたものでございます。

第1回目ということで、その中でもいろんな意見をいただいているんですけども、これからはまた再度、一般の方募集をさせていただいて意見をいただくという形を取らせていただこうと思っております。なので、ちょっとまた継続してやっているというような形で、議会等には報告はさせていただいておりません。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 2回目の開催の日は決まっているんですか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） まず、1回目で実施させていただきまして、いろんな意見をいただきまして、例えばそのメンバーの中で1回では結果的な形は出てこないという部分もありましたので、同じメンバーで2回目というので来年3月頃に実施したいというふうに考えております。その後、また住民の方、また募集をさせていただいて、その後も継続的に実施をさせていただこうというふうに考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） いつも話題に出ますルートの見直しについてですけれども、過去に四、五年で見直しを考えていきたいとお話もありましたんで。最後に改正にしたのが平成29年7月から、本年7月でちょうどもう四、五年の5年過ぎてますねん。だからタイミングもよろしいのではないですかと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○管財課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） ルート、ダイヤの改正については、現在利用されている多くの方の混乱を招くおそれがありますので、実施に関しては慎重な対応が必要であると考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） そのときの答弁されている方が、もう4年、5年で見直しを図りたいって希望をおっしゃっていたんですけれども、考え方は変わったと理解しとってよろしいんですね。

それと、他町に誇れるような我が町のすばらしいコミュニティバスを運営するためには、これから何が必要と考えておられますか。もし思うところがあれば端的に教えてください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） まず、1つ目のルートの見直しというところの部分のことなんですけれども、ルートを見直すという形になれば、ダイヤのほうもおのずと見直しをする必要があるというふうに考えております。ダイヤ見直しとなりましたら、もう全てのダイヤが恐ら

く見直しをかけなければいけないというところがございます。なので、ある一定の時点で見直し、大きな見直しをする必要があるのかなというふうに考えております。今、あくまでも検討中ではございますけれども、例えばイオン跡地の新店舗開店時とか、あと旧第三小学校の公民館移転後のタイミングあたりでというのも念頭に置いて検討しているところがございます。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私が思うところでは、現在、ある理由で利用されていないお方が、問題があるわけです。その問題を個別に解決してあげて、利用していただける状況になると思っているんですけども、その辺、そうじゃないですか。

それと、先日、担当課との打合せで、予算のことばかりで申し訳ございませんが、乗客が3倍に増えた。これは有料です。路線バス、山形県の鶴岡市、庄内交通のお話をしました。確認していただきましたか。

○管財課長（西村直貴） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） 確認はさせていただいて、これから、有料ということもありますので、できるだけ、もし何か取り入れられる部分がある分は参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 端的にちょっと説明だけしとくと、地域の活性化の第一歩は利便性を高めることが重要やということで社長が動き出しました。今までの車よか小型化を図りました、バスの。それと増便、12便から、市内の循環だけですけれども48便に増やしました。バス停を300メートルごとにつくりました。利便性の向上です。それと各職員が、営業が、戸別訪問による、地域を、新しい利用者の開拓。それで結果1か月後に3倍の4,500人の利用者、これは発想の転換ということでニュースの文字が躍っていましたけれども、私たち河合町ができることはたくさんまだまだ残っていると思いますよ。何かしっかり見ていただいて、参考にさせていただきたいなと思います。

以上ですな丸の件は終わりたいと思います。

災害備蓄品の件をお伺いします。

心配なのは、コロナ禍で多種のいろんな行事が中止になる中、無駄になっていないか心配で質問いたしました。どのようなチェックや管理方法、誰がいつどのような、さっきも言いましたけれども、タイミングで行っているかというのが気になりました。その辺どうですか。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 佐藤議員の質問にお答えします。

管理につきましては、当課が管理しておりまして、更新、毎年、災害の備蓄品等は購入しているんですけども、その際にチェックして賞味期限が切れていないかどうかということを確認はしているところですが、先ほど言いました定期的に行っているかと言われますと、そこまで定期的にはやっていないというところがありますので、今後そういう部分も含めまして、配布予定日を具体的に、いつ配布するんだとか、量によってもいろいろ配布予定日が変わってくると思いますので、その辺も勘案して今後そういう計画等立てまして、合理的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。

また、自治会等で配るということですね。その辺いいんですけども、これ、微妙なんで、皆さんの税金で買っているものなんで、自治会加入外の方もおられるんで、できるだけ広く、平等に皆さんに届くように何か手段を。量に限りあるものもあつたら、そんなこと風呂敷あんまり広げることできませんけれども、その辺考えてほしいと思います。

部長のお声聞いていないんで、部長、どうですか、その辺。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 備蓄品でございます。今、現在、総代自治会長、それと各種訓練で配付しております。今おっしゃりましたように、自治会に入っておられない方もおられる。例えば液体ミルク、粉ミルク、そういったものに関しましては、保健センターの窓口のイベントで配布しますとか、住民課の窓口で配布するとか、そういったことも考えていきたいなと思っております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 次は、地域猫のことを聞きたいと思います。

先ほど住民から声まだ聞いていないということなんですけれども、何か2つの地域からは声が上がっているけれども、何かちょっと捕獲器の問題とかいろんなんで進めにくいというようなことを担当課長から前に聞いたことあるんですけれども、やはりその辺も県の捕獲器の貸出し等が、スケジュール調整ができなければ、本当にやる気があるんやったら町で購入、また、奈良県外にでも借りに行くぐらいの気持ちが必要ではないかなと。そうじゃないと、住民が、猫嫌いな人、好きな人も交えて一歩足を踏み出して、汗かこうとしてはる、TNRを起こそうとしている運動を、住民の嫌気が差すような状況にならないかなと思って、私はちょっと心配していますから、その辺いかがですか。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（谷本昌弘） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） ただいまの質問でございます。

確かに、私のほうも把握しておりますのが、2つほどの自治会からちょっとその辺参加しようかなといったお声があったのも現実でございます、ただ、それが実施には至らなかった。こちらが結果でございます。いろんな背景、今、議員おっしゃいましたような背景というのは当然あるかというふうに考えております。

まずは、この奈良県のTNR事業、こちらのルールに乗った形で実施のほう、実際、今年度からいう形にはなっておりますが、まだ現実そういった形の実施に至っておらない状況でございますので、まずはこちらの事業に乗っかりながら、いろんな方向、修正もしながらとか、いろんな考え方持ちながら進めていきたいといったことを考えておるところでございます。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私の考え方なんですけれども、申し訳ないですけれども、どちらかの地域でモデルケースをつくって、やっぱり周りの困っている地域の人にも、目で見て、話を聞いて、やっぱり視聴覚に訴えるものが一番インパクトがあるんで、それとマスコミなんかも利用して、河合町はこういうことをやっているというようなことをやっていかないと駄目か

など。ほんでモデルケースをつくることによって、問題を検証するのが早道ではないかなと思います、いかがですか。

それと、できれば計画、実行、評価、改善、P D C Aサイクルを行い進めるのはどうでしょうか。ここまで言って失礼とは思いますが、どのように計画を進めるか、計画を実行、評価、実行後の結果、また改善すべき点をどうするか。もう一度また計画に戻るといふ、そういうサイクルを必要と私は思うんですけども、いかがですか、その辺は。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（谷本昌弘） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） ただいまの質問でございます。

確かに、議員おっしゃられる内容、理解はできます。ただ、先ほど申し上げましたように、まずは県の事業、ルールに乗った形でまず実施しなければならないのではないかな。それと、やはり地域ということになりまして、大字自治会だけではございませんので、そちらのほうへも周知のほうさせていただく。門戸を広げるような形の考え方というのも大事ではないのかなというふうに考えておるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。

T N R運動の目的やゴールをどのように町はお考えですか。その辺、もしよかったら一部だけでも披露していただいたら。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（谷本昌弘） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） このT N R事業といいますと、地域猫です。所有者不明猫ということで、こちらいろんな現状がございます。確かに、地域猫の関係でふん尿被害でありますとか、ごみの集積場を荒らされるとか、そういったいろんな背景も当然含まれるわけでございます。ただ、今この事業といいますのが、要は殺傷猫といいますか、最終的にそういう状態を減らそうやないかといった発端が進まれているお話でございます。ですので、そちらの背景もいろいろ踏まえながら、まずは地域猫を増やさないということが原則なのかなというふうに考えておるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私の思うところですがけれども、好きな人も嫌いな人も、猫の、命ある生き物を大切に、ここから問題なんですけれども、一代限りの共存を目指す。その猫が長生きしようが、するかしないか、病気にならないか分からないけれども、その間だけでも一緒に共存を目指すというのがTNRじゃないかなと私は感じております。

空き地の草刈りについてお話ししたいと思います。

令和2年3月、令和3年12月にもお話しした記憶がございます。大切な時間を使っていますので、納得いかない方は、一度、議事録の確認をもう一度していただきたい。また今回の管理委託制度（案）、素晴らしいことやと思います。これは理事者側からの提案なんで、私も応援したい。ただし、進展を6か月ぐらい確認した後、進展がないときは、条例第42号の河合町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例の改正は約束できますか。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（谷本昌弘） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） 議員のご質問でございます。

現時点におきましてこの制度設計に努めておるところでございます、この制度自体がよりよいものになるよう内容整備に傾注してまいりたい。今、現段階ではそういうふうを考えております。まずは、この実施に至るような形でいろんなご理解を求めながらといったところでございます。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） もし、その約束してもらえらるんであれば、具体的な返事いただいていませんけれども、その42号の8条に、町長がこれはあかんと判断した場合には1万未満の過料とありますが、無理ありますよね。1万円でどんだけの草枯れますか。その辺もちょっと注視していますので、よろしくお願いします。

それと、今、近隣の苦情、または職員のパトロールで草刈りのお願いをしている。先ほども遠くの人もいてると。郵送したり、近くの人、電話したり。そういう相手の方は、所有者の方は、町内でどのぐらいの件数ですか。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（谷本昌弘） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） 申し訳ございません。具体的な数字というのは、この場で申し上げ

ることができませんが。最初の答弁させていただいた中で、いろんな指導書とか発行しながらとか、かなり強化には図っているところでございまして、あともう一握りといった、抽象的な言い方で申し訳ないですけども、そういった形のご理解を求める形になるのかなというふうに考えております。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私も質問で言いましたとおり、理事者の方からご提案のあった案ですから、この案というのが早く、一日も、あしたでも、あさってでも、案というのが取れるようにやっぱり進めていただきたい。そうじゃないと、せっかく出したのに、また知らん間に、来年4月来たら、あれ何言うてたんかなというふうなことで終わるようでは、今、お互いに共通の時間を、この今の瞬間使って無駄にならんように何とかしたいんです。その上であかんとときには、すぐ切り替えて条例改正をやると。そういうふうなことが僕は必要じゃないかなと。だから、具体的に、今、案ですけども、いついつまでにやるというような目標や数字というのは、目標でいいですよ。具体的にちょっと述べてほしいなと思うんですけども、いかがですか。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（谷本昌弘） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） その目標でございます。最初の答弁の中でさせていただいた、次年度実施を目標に考えているところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。

昨年の12月の質問の中で具体的なお願いもしましたので、ちょっと勇み足で申し訳ないんですけども、条例改正するんであればその辺も考慮していただきたい。先に。あかんとときには。いいときには、それにプラスしてこういうことも考えていただきたい。昨年の12月に質問の中で具体的なお願いしましたが、ご理解いただいておりますでしょうか。

もう一度言いますと、小学6年生の全国平均身長は155.9センチ、草の高さは1.5メートル、最低でも年2回、盆前、正月前には切ってもらおうというようなことを私言いました。もし、その管理委託制度を、応援しますけれども、前にいかない、どうしようもないというときには、思い切って条例改正をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（谷本昌弘） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） 議員おっしゃいました内容、当然理解のほうさせていただいております。私どもといたしましても、やはりこちら悩ましいお話でございまして、空き地の雑草繁茂、これが道路のほうにかかってくるとか、こういった状況、何とか対応できないのかなというような思いは当然持つておるところは、議員と同じじゃないかなというふうにお考えおとるところでございまして。

その中で、やはりまず実施という形を取りたい。その中で、なかなか効果が発揮できないときが来て、仮にです。こちら仮でございまして、やはり現行条例強化すべきではないかなとか、そういったことが必要とあらば、対応のほういろいろ考えてまいりたいといったところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。

まとめて言いますと、草刈りはもうこれはもう大事な、大事なことなんです。もっと広げて考えてみたら、人口が増えない原因の一つと私は思っています。誰が、草が生い茂って夏場に虫が飛び交う横に家を建てますか。私は建てません。進展を注視しておりますので、動きがあれば報告してください。よろしいですか。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（谷本昌弘） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） 議員おっしゃいます内容、十分理解できるところでございます。確かに、そういった形の地域環境の悪いところに人は増えません。こちら私も同意見でございます。その辺の対応、やはり行政といたしまして介入できる最大限介入してまいりたい。このように考えとるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 議決議案を速やかにというほうに話題を変えたいと思います。質問を変えます。

前回お話ししたとおり、効果どのぐらいあるか分かりませんが、よりよい方法を模索しているところだと。これはもうスピードが大事、住民からのお声を一日でも早くよりよいも

のに目指すゴールは同じと考えますが、いかがですか。基本的なお話として、住民の代弁者である私たちの仕事は、議会が決定した政策を行う河合町の行財政の運営や事業の実施が、全て適法、適正、公平、効率的に行われているかを住民目線で監視することと私は思っていますが、違いますか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 当然のことながら、議員の皆様というのは、選挙によって選ばれた多くの住民の代表であられると思います。また、このことにつきましては、執行機関を代表する町長についても同様であるということでございます。そのことを踏まえまして、優先順位に基づきまして取り組んでおるという現状でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） もう何回も言っているんで、もう卵かひよこかいう話までなってくると思うんで、スピードが大事だと思いますので、まず、議決された案については、行うのかわらないのかを1か月以内に議長に報告していただくということは不可能ですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 実施の有無につきまして、全てが一月以内に結論が得るというのが可能か不可能かというのは、ちょっと判断がつかないんですけども、少なくとも最終判断の前に適宜報告するというのが今のところなかったのかなということで、これまでも答弁させていただいておるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） もう何かうちの子供に言うような話になってきていますが、何年間ももうやる気ないんかなと、言わない私たちも問題あります。私自身も。だから、そういう意味で、一般的なこととしての例で1か月以内に、やるのかやらないのか。それと、できないのかを、はっきり議長にある程度方向性を報告するというようなのが、その懇談会や協議会を毎月取るというんじゃないかと、もう効率的やなと思って一步譲って考えています。それと、議決から50日以内に、できないときには協議会を開催して、できない理由を協議する。そしてたら傍聴の住民の方もご理解いただけたらと思います。その辺はいかがですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 一月であるとか50日という、そういった期限というのは、ちょっと一律に切るとは難しいのかなと感じておりますが、今後、そういった協議会などの意見交換などを踏まえて、いろいろな施策を進めてまいればと考えるところです。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） もう、次長に、今返事しない、してくださいってお願いしても無理というのは分かっていますんで、やはりさっき言うたように、これは私のたわ言ですから、1か月以内とか、議決から50日以内に協議会というのは、一つの例として、これをやっぱりその住民さんのことを考えるのであれば、ほったらかしにするんじゃなくて、基本的にはこうするという大事なことやと思うんです。中には特例でできへんと。それはそういうような話を議長にしてきたらいいですよ。議決した後に。それができないというのは、住民目線で考えたときに、ほったらかしということになると思うんですけれども。だから、この場で1か月以内とか50日以内というのは返事しなくても結構です。ただ、そういうことを理事者の幹部交えて決めていくということだけ、お返事いただけませんか。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員、残り4分。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） これまでも、議会で議決していただいた案件、検討が必要なものにつきましては、もう7件中5件実現しておるという事実もございます。何も全てをほったらかしにしておったようなことは一切ございません。その上で、やはりどうしても難しいとか、それぞれの課題がそもそも相反しているとか、そういった事態も考え得ると思いますので、一律にいつまでに全てをやるということは答弁いたしかねますが、これからも意見交換をさせていただいて、よりよいものを進めていきたいと考えるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） その何件中何件というのは、やっぱり住民の声やから、100できて満点やと思うんです。ただ、それが全部できていないからどうこう言うんじゃなくて、できたやつの一つ一つの期間を見てください。議員発議が行われたり、議決された後に何日間たってい

るのか。何日間それがもう目いっぱいやったのか、こういう問題でできへんかったのか。やっぱりその検証することも大事やと思います。お願いします。それと、確かにやっていないこと、要するに一步踏み出すのは勇気の要ることやと思います。

もう少しお話変わりますけれども、現在行われていますオミクロン対応のワクチン接種、マイナンバーカードの申請、住民の皆さんから、職員の対応、休日まで出てもらいありがたいと感謝の言葉を何度も聞きました。私も誇らしく思っています。住民の皆さんから河合町ブラボーと言われるように、もう少しだけでも互いに協力してやりませんか。河合町の頑張りに期待して、佐藤の質問は終わります。

以上です。

○議長（谷本昌弘） これにて佐藤利治議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

11時10分から開始いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◇ 常 盤 繁 範

○議長（谷本昌弘） 8番目に、常盤繁範議員、登壇の上、質問願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

（2番 常盤繁範 登壇）

○2番（常盤繁範） 議席番号2番、常盤繁範は、事前通告書に基づきまして一般質問を行います。

なお、質問の内容、読み上げる前に、各議員におかれましては、こちらの参考資料としまして、調査結果を踏まえた文部科学省の主な取組、それと、河合町で行われております河合

のまち貸します実施要領、こちらのほう資料として用意しておりますので、参考資料としてお読みいただければと思います。よろしく願いいたします。

では、通告書のほうを読み上げてまいります。

設問としましては、2つ用意させていただきました。

まず一つ目、令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について。

質問の内容としまして読み上げます。

令和4年10月27日、文部科学省より、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果が発表されました。調査の趣旨として、児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するものとする事とともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくものとして調査が実施されました。

河合町教育委員会より、文部科学省への調査報告内容、取組・支援状況を、県内と照らし合わせて確認すること。調査結果を踏まえた文部科学省の主な取組を受けて、河合町教育委員会は来年度どのように優先順位をつけて取り組むかを、以下の内容を質問の上、確認いたします。

1、いじめの状況について。

①全学年で前年度比増加しているようですが、河合町の認知報告件数は何件であったか。

②いじめの態様別状況は。

③いじめの重大事態発生件数は。

2番、暴力行為の状況について。

①いじめ同様、前年度比増加しているようですが、河合町の発生報告件数は何件であったか。

②暴力行為の形態別状況は。

3番、小中学校における長期欠席の状況について。

①前年度28万7,747人に対して今年度41万3,750人。このうち不登校によるものは、前年度19万6,127人に対して今年度。

申し訳ございません。前年度という表現が令和2年でございます。先ほど申し上げた今年度というのは令和3年度でございます。大変申し訳ございませんでした。

続けます。令和2年度19万6,127人に対して令和3年度24万4,940人。新型コロナウイルスの感染回避によるもの、令和2年度2万905人に対して令和3年度5万9,316人でありましたが、河合町の報告人数は何人であったか。

②番、不登校児童生徒のうち90日以上欠席した者は13万4,655人。河合町の報告人数は何人でありましたか。

③番、学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒数は何人であったか。

4番、自殺の状況について。

①確認のため、河合町の報告人数は何名でありますでしょうか。

この設問の最後の問いになります。

5番、調査結果を踏まえた文部科学省の主な取組。

大別すると4つの具体的施策、取組施策があるんですが、読み上げます。

課題の早期発見や支援のための教育相談支援体制の充実、もう一つが、不登校児童生徒の支援の充実、もう一つが、いじめ問題や自殺予防に関する普及啓発・理解促進、最後に、現状分析と施策改善に向けた取組の推進。

上記、読み上げました4点の具体的取組施策を、来年度どのように優先順位をつけて取り組むか、確認をさせていただきます。

続きまして、設問2、河合のまち貸します事業について質問をさせていただきます。

河合町にある全ての町有施設（ホール・会館、校舎、庁舎、道路、公園など）を町内外に居住する若者たちにイベント用として無料で貸し出し、多くの若者に河合町へ来てもらうことで町の魅力を発信し、にぎわいと活力を生み出すことを目的として事業を実施しています。その事業実績の確認、実施要領の内容を確認し、課題を質疑させていただきます。

①企画採択申請後、審査委員会審査し、採択書を交付し、実施された企画をご答弁ください。

②国・県の助成事業であるか確認いたします。

③参加資格を満たした企画として実施されているか確認いたします。

④採択された企画をどのように支援しているか、現在の状況を確認いたします。

以上、通告書の内容でございました。よろしくご答弁いただけますようお願い申し上げます。

なお、再質問に関しましては、自席にて実施させていただきます。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうから、令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について答弁させていただきます。

いじめの状況についての1つ目といたしまして、把握している数値といたしましては、河合町の認知報告件数につきましては、小学校で13件、12件につきましては解消しております。中学校では4件ありました。3件につきましては解消しております。

2つ目、いじめの態様別状況につきましては、小学校、中学校ともに、冷やかしやからかい、悪口等嫌なことを言われるがほとんどでございます。

3つ目、いじめの重大事態発生件数につきましては、小学校、中学校ともにゼロ件でございます。

2つ目、暴力行為の状況につきましては、1つ目のご質問では、河合町の発生件数でございます。小学校につきましてはゼロ件、中学校は5件ありました。

2つ目、暴力行為の形態別状況につきましては、生徒間同士の暴力、器物破損でございます。

3つ目、小中学校における長期欠席の状況につきましては、河合町の報告人数につきましては、小学校で20人、中学校で21人ありました。

2つ目、不登校児童生徒のうち90日以上欠席した河合町の報告人数につきましては、小学校で2人、中学校は11人ありました。この報告につきましては、病気での長期欠席は含まれておりません。

3つ目、学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童は、全体で10人ありました。

4つ目、自殺の状況につきましては、河合町の報告人数につきましては、小中ともにゼロ件でございます。

(5)番、これまでも河合町におきましては、35人学級を実施する中でよりきめ細やかな見守り支援を行いながら、いじめや問題行動の小さな芽を見逃さず、早期発見・早期解消に努めています。

調査結果を踏まえた文部科学省の主な取組の具体的取組施策については、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置、24時間子供SOSダイヤル、SNS等を活用した相談事業に対する啓発、不登校に対する子供との関係づくりとして家庭訪問を行い、子供に寄り添う姿勢を持ち、保護者との信頼関係を構築していきます。

また、教育研究所主催のいじめ問題や自殺予防に関する研修にも、教育委員会及び教職員

は積極的に受講しております。今年度の取組といたしまして、学校におけるインターネット問題とその対策として、法務管理主任の高谷先生にも教育委員会及び学校の管理職でインターネットを通じて行われるネットいじめについて研修会を実施していただきました。

また、県教育委員会が開発中のいじめモニタリングシステムのモデル校として、小学校2校が先行実施をしております。いじめの認知ではなく、いじめの兆候、芽を認知する、また気になる子の情報共有を行い、気づく力量が学校全体で高まることで、認知漏れを防ぎ、早期に対応することができるようにということに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 私のほうからは、河合のまち貸します事業についてお答えさせていただきます。

まず、①番、これまでの採択後実施された企画ということでございます。

本事業は、運用後、今年度で約10年となりますが、令和4年11月末現在で30件の採択実施がございます。うち直近、令和2年度から令和4年11月末までのこの3か年では、15件ということで全体の半分を占めているという状況でございます。

②番、国・県の助成事業であるかということでございます。

こちら町の単独事業でございます。

③番、参加資格を満たした企画として実施されているのかということでございます。

こちら実施要領に基づきまして、企画者と政策調整課とのヒアリングを通しまして、若者が河合町に来てもらえる事業であるのか、また、宗教活動や政治活動でないことなど、参加資格を満たした事業と確認した上で実施していただいているという状況でございます。

④番、採択された企画をどのように支援しているのかということでございます。

趣旨に基づきまして、希望の公共施設などを無料で貸出ししているということと、町の広報紙やホームページ、SNSなど、町としてのできる情報発信をしておるところ。その他必要に応じて町有物品の貸出しなどということで行っておるところでございます。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご答弁いただきましてありがとうございます。

では、設問1つ目のほう、こちらのほう追加質問という形を取らせていただきます。

まず、いじめの状況について、前年度比といえますか、これが令和2年度との比率で令和3年度、全国的には増加しているんだけど、ご報告いただきました昨年の状況、報告件数です。これ、増えていますか、減っていますか。令和2年度と対比で。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 河合町としましては、全体的に減っております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 減っているという形なんですね。コロナの状況でありますから何とも言えないところではあるんですけども、取組としましては、報告が多ければいいのか、少なければいいのかというところの部分は、この後に質問させていただければというところではあるんですが、別の形で質問させていただきます。

この解消しているという形で、先ほど小学校では13件中12件、中学校では4件中3件という形でご答弁いただいておりますが、文部科学省としては、2つの要件が満たされる必要があると、解消の場合とされているんです。簡単に言いますと、1つ目が、いじめに関わる行為がやんでいること。これ、当然ですね。2番目が、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。これが確認取れて初めて要件が満たされて、解消されているという形になるんですけども、河合町においてどういうふうに判定しているか、少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） まず、いじめに関わる行動がやんでいることにつきましては、被害者に対する心理的、または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態ということになります。期間につきましては3か月を目安として考えております。2つ目の被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことにつきましては、被害児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを、本人及び保護者に対して面談等で確認をしているところです。この2つが解消の目安ということでございますので、必ず確認のほうはさせていただいております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 確認の内容については、今伺いました。誰が判定しているんですか。最終的に。これはなくなると、収まったと。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 確認作業につきましては、担任の先生、もしくは生徒指導の先生が確認をして、最終的には学校長の判断という形になります。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 今のご答弁の内容ですと、最終的には学校長がしっかりと判断されているということによろしいんですか。そこだけちょっともう一度伺います。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） はい。そのとおりでございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございました。

状況としては、そういう形であると。言わば学校内で判断しているという形になるんですが、少なくとも担任がいじめの状態を把握して、担任が解消されているという判断ではないというところの部分では、少し安心したところではございます。

では、続きまして追加質問させていただきたいのは、②番、いじめの態様別状況というところで、冷やかしですとかそういったものにおいて、いじめの形として検出してあるというところでお話いただきました。全国調査でも基本的にどの学年、小学校、中学校、高校全において、いじめの態様別状況についての報告出ているのは、全部50%超えているんです。おおよそこういった形、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるというところで、いじめの対応として認定されているところでもあります。

それに加えてこちらの資料のほう見ますと、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷、嫌なことをされるという件数が、令和2年度に対して非常に令和3年度増えているという形の報告の内容が出ております。河合町としてはどういう感じで報告受けているかというところを確認

したいんですが、いかがですか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） こちらのパソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるというご質問を、各児童生徒が答えております。そこにつきましては、全国的には上がっている傾向だというふうに感じてはおるんですけども、今のところ河合町としては急増しているというわけではございません。学校だけではなかなか心の部分につきましては見えにくいところがあるかと感じています。子供たちのSOSをしっかりと対応していくように、学校のほうには伝えているところでございます。

また、管理職研修、先ほど答弁させていただきましたが、その中でもネット上での書き込み、誹謗中傷、また情報の拡散であったり、いじめ、LINE外しであったりとか、誹謗中傷の書き込みといった、こういった内容の研修のほうも行っております。今後もしっかりと注視しながら、必要に応じて考えていきたいと考えております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 分かりました。ありがとうございます。

ただ、これ非常に確認しにくい形だと思いますんで、かといって担任の先生が全てパトロールのようにずっと見続けるということもできませんし、なかなか難しいところではあります。何らかの形で声が上がった場合、児童生徒、もしくは保護者から声が上がった場合は、しっかりと調査着手するような体制づくりというのは今後考えなければいけないと思いますので、努力していただきたいと思います。

続きまして、追加質問として、文科省の資料に基づく形で質問させていただきたいと思っております。

文科省の資料のほう、各議員さんのほうにはここまでの詳細なものはお配りしていないんですけども、今回、認知したいじめの件数として1,000人当たりの認知件数という形で都道府県別の数値が出ております。こちらのほうなんですけれども、全国平均は47.7件、1,000人に対して47.7件。奈良県は60.0件。しかし、他県の数値見ると、非常に数値ばらばらなんです。例えばなんですけれども、山形県は1,000人当たり126.4件、新潟県は97.4件、報告件数に大きな差があるんです。

これに対して文部科学省としては、児童生徒課長通知という形のもの通知において、認

知件数が多い学校については、いじめの初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っていると、極めて肯定的に評価、こういった形の文言が見受けられます。それに対して、いじめを認知していない学校にあっては、解消に向けた対策が何ら取られることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念しているといった形で通知されているんですよ。

お伺いしたいんですけども、私、その報告書類の書式見ていないので分からないのでお伺いしたいんですが、この認知の仕方について、各都道府県同一基準で認知報告しているのでしょうか。これお伺いしたいんです、まず。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 認知についての同一基準でございますが、山形県、また新潟県のように報告件数が非常に多いところもあれば、逆に、愛媛県のように少ないところもございます。基本的には同一基準での認知というところではございますが、数年前になるんですけども、例えば近畿圏のところでも京都府が異常に多かったというときもございました。例えば肩をたたかれたときであったりとか、腕をつかまれたなどのこのような行為についてもいじめと取り扱われたこともあったというふうなことも聞いております。都道府県によっては、カウントの方法に差が生じているのではないかというふうに考えられます。子供が嫌だと感じた場合は報告するよにということとなっております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご答弁いただきましてありがとうございます。

ちょっと答えにくい形の問いになると思うんですが、ちょっとお答えいただけますか。

例えばなんですけれども、いじめの態様別状況について件数として河合町も報告ありました。冷やかしゃからかい、悪口や、脅し文句というのは別として、嫌なことを言われるとかというのは、私、小学校、中学校の頃は日常茶飯事でお互い言い合っているような形、そういったものはあったんです。これ、今、いじめの部類に入るんですか。そういったこと。

それと、例えばですけども、先ほどご報告いただいた例えば京都府の件です。大分年度ごとに件数ももう変わっているんですけども、その理由として、例えば肩をつかまれたとか、そういうことについてもいじめの形ではないかという形になりますと、コミュニケーション

ョンがどんどん取れなくなってくる学校の環境になるような気がするんですよ。河合町としてその部分どういうふうに捉えていらっしゃるか見解を伺いたいですけれども、課長、お答えいただけますでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 先ほどお話しさせていただいたような状況で、例えば肩をたたかれた、ただ呼んでいるだけの場合もあれば、思い切りたたいている場合もあればというところで、いろんなたたかれ方があると。そういうところで、本人が、先ほどもちょっとお答えさせていただいたような形で、子供がその件に関して嫌だと感じた部分につきましては、報告するよというふうな質問の回答の仕方ということになっておりますので、本人が、子供が嫌だと感じた部分については、1件という形で報告をさせていただいております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 今の課長の見解を伺うと、決して隠すような形ではなくて、しっかりとその対応としては、河合町としては報告を受けて、しっかりと学校現場から報告を受けて、文科省に対しても報告していますよというものが、姿勢をうかがうところ取れましたんで、非常に安心しているところでございます。

しかしながら、同じ文科省の資料のほうに添え書きとして書かれているところとしてあるのが、平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果についての文面の抜粋された中に、認知件数と解消状況について、いじめを認知していない学校にあっては、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何ら取られることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念していると。特に、いじめの認知件数がゼロであった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認することとあります。

教育のまち河合として、例えばゼロでなくても、本当にこういう形で認知して、そういったものに対して解消に向けて努力しましたよという形のを、保護者向け、児童生徒向けに毎年公表するということも考えるべきではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 河合町といたしましては、いじめ見逃しゼロに向けてしっかりと取り組んでいるところではございます。今回の公表につきましては、国のほうが公表しているデータというところではございます。また、奈良県のほうでも国立、公立、私立といったところの合計の数字は公表しているかというところではございます。河合町といたしましては、学校からの報告につきましては受けておるところですが、今回の調査につきましては公表をしていないというところが現状でございます。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私としましては、実態を報告する、お知らせするということは、私としては必要と思いますので、今後、検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、暴力行為について追加質問させていただきます。

先ほど中学校で5件ありましたという形なんですけれども、その暴力行為についての対処というのはどういうふうに取り組んでいらっしゃるのでしょうか。お願いします。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 対生徒間同士の暴力と器物破損ということでお答えをさせていただきました。まず、生徒間同士の暴力につきましては、例えばけんかとなって双方が相手を殴った場合、まずはそういったときには個別に原因を聞き取りまして、生徒数人の対応で双方の内容を確認した上で保護者に報告ということで対応しております。器物破損につきましては、故意で壊した場合に報告のほうは教育委員会にございます。生徒になぜ壊したのかというのをしっかりと聞き取りながら、教育委員会も現場に向かいながら状況の把握をしているところではございます。もちろん器物破損につきましては、費用につきましても弁償というふうなところでの話をしながらということで進めさせていただいております。

どちらにしろ再発を防ぐためには、しっかりとした教員、または教育委員会のほうで徹底した指導をしていけたらというふう考えております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご答弁いただきましてありがとうございます。

私としましては、もめごとというのは原因があるわけです。その原因をしっかりとヒアリングすると、そういったところの部分、確認取れていますか。頭ごなしにこうやったらあかんやんかという形で済ましてしまっているのと、状態が違うんです。その原因をしっかりとヒアリングするというところが大事なんですが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 議員おっしゃっているとおり、2人一遍に話を聞き取るのではなくて、まず、先生の数を増やししながら、個人の意見を、話を聞かせていただきながら、後でその先生同士、また話の食い違いがないかというのを確認しながら進めていくというふうな取組をしております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございました。

中学校の件はこれで私としては分かりました。確認をさせていただきました。

小学校の件なんですけれども、ゼロ件という形ではあるんですが、私、昨年度、授業参観、コロナ禍において、対応方法というのは非常に厳しい形の基準で参加させていただくことができました。そのときのエピソードといいますか、見受けられた状況をちょっとお話しさせていただきたいと思います。

体育の授業でドッジボールやっていたんです。うちの子もドッジボール交ざって逃げ回っておりましたわ。その中ですごく気になる声があったんです。男の子が外野にいる女の子に対して、外野のほうのボールに権利があるからボールを渡せと周りから言われて、ボールをわざわざ床のほうに置いて蹴り飛ばしたんです。これを何度も繰り返していたんです。その女の子は突き指の可能性もありますから、いかがなものかなと。ドッジボールというのは、基本的に手で扱うスポーツですから、手を基本にして渡すとか、プレー以外のところでは。そういった形のものがあると思うんですけれども、そういった行為が非常に見受けられたんです。何度も。また、同一の児童だけじゃないんです。何人かの児童が同じような行為をしていたんです。

そのものに対しては危険行為だからやめてほしいとか、そういう意味合いで私は申し上げているのではないんです。どちらかという、その相手をおもんばかると、リスペクトするというそういった考え方というのをしっかりと持たせて、教育現場で教育を受けていただき

たい。そういったところの部分で少し何らかの形で強化できないものかなと、そういった意味合いで提案させていただいております。

今日、本来であればこんな大きなもの、議場の中に持ってきちゃいけないのかもしれませんが、はさみを用意しております。このはさみ、人に渡すときには、刃先を相手に向けて渡すということはしませんよね。基本的には手の内に収めて、相手の方に逆の方向、柄の部分を持って渡すわけです。その上で、相手の方がそれを手に取って、手に取ったことを確認してから渡す側の人間は手を放すわけです。こういった行為というのは、相手のことを尊重する行為として大切なんだよ。こういった意味合いの道徳教育的なこと、しっかりとどこかで、1年に毎日するわけではなく、1年に1回でも2回でも結構ですから、そういった形の情操教育的な、道徳教育的なものを、時間を取って、相手をおもんばかり、リスペクトするということを知らせていただきたいと考えているところであります。

いかがでしょうかね。この件に関しまして事前にちょっと打合せさせてもらっているんですよ。こういったこと、やっぱりなかなか学習指導要領で決まっている授業時間というのはあるのかもしれないんですけども、そういった時間しっかりと設けていただきたいと思いますが、課長、いかがでしょうか。来年度に向けて。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 学校内ではいろんなケースがあり、いろんなことが起こっているというふうなことは考えられます。議員おっしゃっていただいたように、リスペクトをするということにつきましては必要であるというふうに感じております。相手が嫌がることはしないと、また、自分がされて嫌なことはしないとという指導を、すぐにでも再確認をしながら進めていけたらというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございます。

では、大きな問題としてある長期欠席について追加質問をさせていただければと思います。

長期欠席の内容なんですけれども、まずお伺いしたいのは、新型コロナの感染回避による、現状においての、昨年度の欠席日数ってどのぐらい。また、何人いらっしまったかということ、分かる限りで結構ですが、お答えいただけますでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） コロナ感染の回避、コロナ不安という形で報告をいただいているのは1件でございます。現時点では解消のほうはしております。コロナ感染症につきましては、今現在、本人が感染した場合は7日間、また、家族の濃厚接触者に当たっては5日間という形で出席停止というところで行っております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 今ご答弁いただいた内容ですと、90日以上、先ほど答弁いただいているんですけども、90日以上欠席した方、小学校では2人、中学校で11人、病気関係なし。コロナ不安でもない。そういった形でこの人数にいらっしゃるというのは非常にゆゆしき状況ではないのかなと思うんですけども、こういった状況で不登校になったんですか。文科省の報告のほうにもカテゴリー別に、態様別で報告されていますので、それに照らし合わせての形で結構なんですけれども、よろしくをお願いします。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 河合町といたしましては、一番多いというところが無気力、不安というのが一番多いところでございます。ほかには学業不振、また親子の関わり方、家庭内の不和というふうな方もおられます。こういったことによって不登校となって、生活リズムが乱れるというふうなことも考えられています。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私も小児ぜんそく持ちだったんで、一度その形になりまして肺炎になったりしますと、長期で休むことになったりしていたんですよ。ひどいときには年間256日ぐらいの出席日数に対して五十何日休んでいるとか、そういった形のものを自分でも経験しているわけです。その中でひとつ問題としてあるのは、学校に行きにくくなるのは昼夜逆転なんです。生活リズムが狂う。そこで意欲が失われていくんです。でも家の中にいると、その環境でずっと置かれる形だから、スイッチが入らないというか、リセットがかからないん

です。そういう意味合いもある。

また、今のご報告の内容ですと、無気力、不安というところがそういうところになってくるのかなというところ、また、加えてコロナの状況だから、それもあるんだろうなというものがあるんですけども、家庭の環境の急激な変化ですとか、あとは学業の不振というのもそこに関連するのかな。ただ、学業の不振に関しては、いつでも考えられることであるんですけども、それに対してアプローチという形のものはどういうふうにしていらっしゃいますでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 不登校につきまして、学業不振につきましては非常に問題という形でございます。例えば何日か学校を休んだことによって、次に来たときに授業が分からないというふうなこともございます。各学校のほうでいろんな対応をしていただいておりますけれども、例えば保健室での授業であったりとか、教頭先生が別のところで指導したりとかというところで、学業不振にならないようにということで、各学校いろんな工夫をしているところでございます。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） この長期欠席となった場合、過去のものも含めてなんですけれども、設問でも設けていますが、相談・指導等で改善された事例ってありますか。今、現状では10名の方がこちらのほう受けられたと聞いているんですけども、ありますでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 長期欠席、不登校につきましては、非常に復帰するケースが難しい状況というのが現状でございます。担任の先生、またほかの先生が家庭訪問を行いながら、保護者と連携を図るということは最前提にあるところではございます。

ご質問いただきました不登校の子が学校に来られたケースではございますが、コロナ禍によりまして学校を休校したタイミングがございました。再開するに当たって、再開と同時に学校に来られたというケースもございます。また、不登校の生徒が同級生に誘われて、また、行事のときに一緒にやろうというふうな声をかけていただいて、またその先生も一緒に声を

かけてというところで、運動会であったりとか、修学旅行であったりとかというところの参加というケースは聞いております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 復帰した事例というのはあるわけですね。しかしながら、基本的には90日以上長期に休む児童生徒というのは、なかなか復帰に向けてという形になると難しいと思います。

それに対して支援のためにという形で国の施策で、教育支援センター、適応指導教育というものを全国的に整備しなさいよということで、奈良県下においても15か所あるんですよ。こちらのほう活用された児童生徒というのはいらっしゃいますでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 活用している生徒はいてない状況でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 状況を見ると、やっぱり親同伴でも行ってみようかという形でも、やはり無気力とかやる気が起きないとか何らかの大きな問題抱えていると、そこに足を運べるかといったら、運べるんだったら学校行っているわっていう形になると思うんです。そういった機関を利用するという形のもがなかなか難しい状況。こう考えてみますと、いかにその長期欠席という要因をつくらないか、そこ予防していくかということが大事になってくるかと思うんですけれども、それに対して文科省のほうで、皆さんにもお配りしている資料に基づくような形になるんですが、調査結果を踏まえた形で文部科学省の主な取組あります。

こちらのほう何点か伺っていきたいんですけれども、よろしいですか。

まず、スクールカウンセラーの配置について、河合町でも実施されていますね。来年度の増員の必要性あると考えていますでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 来年度のスクールカウンセラーの増員につきましては、予定はしておりません。令和2年度に第一中学校で、先生の相談件数が増えたという経緯がござい

ましたので、令和3年度から時間数を4時間から6時間に増加したと、そういったケースはございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 続きまして、スクールソーシャルワーカーの職務について説明いただけますか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） スクールソーシャルワーカーの職務につきましては、教育と福祉の両面に関して専門的な知識、技術を有し、ケースに応じた教育機関と福祉機関をつなぐ役割をお願いしております。人材といたしましては、過去に教育、福祉の分野において活動経験の実績等がある者が推奨のほうされております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 今、その現状でそのスクールソーシャルワーカーというのは、河合町で配置状況ってどういう形になっていますか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） スクールソーシャルワーカーにつきましては、現在、河合町といたしましては、県の派遣ということで1名来ていただいております。年間17日間来ていただいているところでございます。第一小学校に拠点という形を取りまして、小学校、中学校4校とも見ていただいているというところでございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 文科省の取組として、配置の充実、SSWって言うんですかね、スクールソーシャルワーカーの配置の充実を図ろうという形で指針が出ております。方針が出ておりますが、河合町としてどういうふうを受け止めていますか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） スクールソーシャルワーカーにつきましては、県からの派遣ということで、県の事業に手を挙げているような状態でございます。基本的には、教師が相談するというふうな形になったり、その相談された子供をしっかりと見守るとというのがスクールソーシャルワーカーの仕事という形になっておりますので、そういったしっかりとした教師とスクールソーシャルワーカーの連携を図りながら進めていけたらというふうに思っております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 何点か追加質問を考えていたんですけれども、時間の関係上、少し省略させていただきます。

あと2点ほどちょっとお伺いしたいんですけれども、不登校特例校、設置促進って書いてあるんですけれども、これ、河合町として考えられませんか。例えばなんですけれども、今ですと、現状だと郡山市にあるんですかね。河合町としてはどうでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 河合町といたしましては、郡山市のように不登校の学習の場として設置し、学年を超えた指導、児童生徒の興味、関心に応じた多様な体験ができる施設を設置したいという思いはございますが、費用面、また教員免許を持っている人の確保、そういった部分が必要になってきますので、今後といたしましては、単独では非常に厳しいかと考え、北葛4町、もしくは西和7町で設置できるかどうか、近隣の状況を確認しながら進めていけたらというふうに考えております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 資料の現状分析と施策、改善に向けた取組の推進という部分のところで少し調べさせていただきました。いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の設置というのを求めるという形になってはいますが、これ、河合町、ありますよね。以前から取り組んでいらっしゃると思うんですが、こちらのほうの確認と、またそのメンバー構成ってどういう形になってはいますでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人）　こちらいじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会、こちらにつきましては、河合町いじめ問題対策協議会等条例に基づきまして設置しているところでございます。今年度におきましても開催はしておるんですけども、メンバーにつきましては、各学校長、警察、法務局、児童相談所の方々によって会議のほう進めさせていただいております。また、今年度からは、法務管理主任のほうもアドバイザーという形でその会議に入らせていただいております。

○2番（常盤繁範）　議長。

○議長（谷本昌弘）　常盤議員。

○2番（常盤繁範）　この設問についてまとめとさせていただきたいと思うんですけども、私としましては、質疑を通して感じることでしましては、このいじめについては、学校現場がどのように把握して取り組んでいるかを、教育委員会は、まずいじめ問題対策連絡協議会、こういったものをはじめとする協議の場で確認していくことが重要だと考えます。また、問題を受けて文科省が示す方針を学校現場へ反映すること、加えて教育のまち河合として、そこに少ない予算となると思われるんですけども、文科省の方針を強化していくことですか、独自の施策を講じること、こういったことによっていじめ問題の解消や長期欠席の予防に努力する姿勢が、後々は魅力あるまち河合、教育のまち河合の姿に明確になっていくと私は考えますので、これ、終わりなき道ではございますが、よろしく努力いただければと思いますので、お願い申し上げます。

設問1については、これでまとめさせていただきます。

では、続きまして、河合のまち貸します事業について、大分時間が限られてきているので、残り4分ですね。

○議長（谷本昌弘）　4分。

○2番（常盤繁範）　ありがとうございます。追加質問させていただきます。

ご答弁いただきましてありがとうございました。

資料のほうに書いてあるところの部分、要領の部分にちょっと何点か触れていきたいと思うんですが、2ページ目の応募用紙の審査についてという形のところに、審査委員会が審査してあるんですよ。審査委員会開かれて、ちゃんと採択されているんですか。ご答弁いただけますか。

○政策調整課長（岡田健太郎）　はい、議長。

○議長（谷本昌弘）　岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 審査委員会のことの質問を受けさせていただきました。

こちら、運用当初は、町政に関するアドバイザーや企画部署と財政部署の職員が、申請があった場合、随時審査委員会を開いていまして、書類審査を行って必要に応じて申請者へのヒアリングというのを求めておりました。しかし、この方法では、審査の日程調整などで申請事業の採択決定まで時間を要しまして、そのことで希望される実施日までに施設の手配など、事務局側の支援する対応も非常に厳しくなっておりました。そのため、ここ数年は弾力的になっておるんですけれども、よりスピーディーな運用にするために、申請があった場合、随時、企画担当部署によって申請者と綿密なヒアリングを行いまして、参加資格を満たした事業であれば採択しているという状況でございます。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 実際は、政策調整課がもう判断しているということになると思うんですよ。スピード感とかいろいろなものを考えれば、それで私はよろしいのかなと思いますが、少なくともホームページ上でこのプリントアウトできて、読むことができますので、その辺のところ、しっかりと変えて考えていかなければいけないかなと思います。

また、この応募資格の部分のもので④番、安全性が確保できていることとありますが、非常に重要なことだと思います。しかしながら、それを安全性を確保するというのも大事なんですけれども、不測の事態というのを考えなくちゃいけませんよね。その状態でしっかりと保障をかけているということ、イベントをする主団体が。そういったものをしっかりとかけた上で実施してくださいねというのを義務化する、またそういうのをチェックするという必要性があると思うんです。

そうなりますと、責任賠償保険の加入状況、そういったものを事前に提出していただくとか、そういったルール決めが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） ありがとうございます。

そのあたり、現時点では、事業内容によって企画者自らが保険を掛けていただいている取組もございます。今、現時点、幸い特に大きなトラブルもございません。ということなんですけれども、今、議員おっしゃったみたいに今後いろんなトラブル等も考えられますので、

ご指摘いただいたように、企画者に採択事業については保険等を掛けていただくようなことで、必須項目ということで検討させていただきます。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございました。

続きますてなんですが、8番の想定イベントという形で列記されているんですが、既にもいろいろなイベントが行われているわけですよ。そちらのほう、実際にこういうイベント行われましたよという形に表記を変えろということも考えていただけませんか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 現時点では、若者が来ていただくような取組ということでこの事業進めております。実際、採択した場合は、広報紙に告知、また、実施しましたというようなことも載せさせていただいております。この辺、まだ情報発信等、また活発化していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 今、課長のほうからご答弁ありましたけれども、若者に限定するような形や目的になっているんですよ。しかしながら、元気な方々というのは、もう全ての年代にいらっしゃるわけですから、若者に限定する必要はないんじゃないのかなど。実際のところ、非常に応募資格の部分でも確認させていただきましたが、主たるメンバー及び参加者がおおむね18歳から40歳未満であることとありますが、すごくアバウトになっているというのはヒアリングさせていただいているんですよ。その辺のところも少し考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） この事業の趣旨というのは、基本的にはあくまでも若者に河合町に来てもらって、例えばそもそも河合町を知ってもらうという、若者に河合町を知ってもらうということと、若者が持っている情報発信力というもので使っていただいて、河合町ブランドを広めてもらうということが一番の狙いでありまして、そういった意味でいかに

若者が来ていただけるような、申請にさせていただくような、創意工夫していただいて、企画申請していただくということで考えております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございました。

何点か質問考えていたんですけども、時間の関係上、ひとつ、私のほうで最後に質問させていただきます。

私自身、雅楽器なんですけれども、雅楽のための楽器で箏篳という楽器あります。私、吹くんです。例えばなんですけれども、これを普及していきたいということで、この河合のまち貸します事業で申請して、定期的に文化会館使わせてくださいとなった場合、無料で使える形になるんじゃないですか。この文面見ていると、そういった形でいけそうな気がするんですけども、いかがですか。その辺の線引きってどうなっているんですか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 先ほども申しましたように、基本的にはあくまでも若者の方が来ていただくということで、この制度を運用させていただいています。あと、この申請者の姿勢にもよるんですけども、この制度というのをよく理解していただくように、まずはヒアリングで努めさせていただきます。申請段階でしっかりとその目的とかを見極めさせていただきますまして、可能な限り、我々としては使っていただきたい方向で思っておりますので、その辺の活用の線引きというのはしっかり示していきたいと考えております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私は、50歳なんですけれども、対象年齢を若年層にする形でイベントしますという形だったら、多分承認いただけるような感じになると思うんですよ。私としましては、この内容としましては、広く不特定多数の町内外の方を対象とするとか、広域連携を目的として、町内外の方々に来ていらっしゃる、そういった形で行いますというところの部分もしっかりと要領に明記すべきだなと、そのように考えますのでご検討いただければと思います。

いずれにせよ、つくられたとき、10年前だと思うんですよ。少し変えていくべきだと思う

んですわ。ニーズに対しても。最近増えていますから、件数が。これ、いいことだと思うんですよ。にぎわいのまち河合という形でイメージアップにつながりますし、どんどんにぎやかにしていただければと思います。

いろいろほかにも質問考えていたんですけども、時間がもうなくなりますので、これにて常盤繁範の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷本昌弘） これにて常盤繁範議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

再開は13時30分から再開いたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時30分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◇ 中山 義 英

○議長（谷本昌弘） 9番目に、中山義英議員、登壇の上、質問願います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

（5番 中山義英 登壇）

○5番（中山義英） 皆さん、こんにちは。議席番号5番、中山義英。

それでは、議長の許可を得て、ただいまより一般質問通告書に従って一般質問を行います。

質問事項1、これからの財政運営等について。

地方交付税の増額等の要因もあって、令和3年度一般会計決算が黒字になったとはいえ、自主財源においては基幹税である町民税及び固定資産税は減少傾向にあります。今後の財政運営に関連して4点質問します。

1、自主財源を増やす具体的な取組について。

2、令和元年から4年度までの4年間にわたって先送りしている地方債約7億3,000万円

の返済が令和5年度から始まります。その際、先送りしている分を含めた令和5年度以降の公債費はどれくらいの額を想定されていますか。

3、令和5年度以降に公債負担が増えても、福祉や子育て、教育関係等の行政運営は維持できますか。また、経常収支比率、実際公債費比率、将来負担比率の数値はどのように変わりますか。

4、令和5年度以降に計画されている内水対策事業と旧第三小学校の利活用に係る工事費が町の財政運営にどのような影響を与えますか。

質問事項2、財政再建について。

2022年6月に東洋経済新報社が全国812市区を対象に公表している「住みよさランキング」で葛城市が全国30位、近畿地区では第2位にランクインし、さらに子育て部門では全国38位、大阪圏で第1位にランクインされました。また、民間調査による「街の住み心地ランキング2022」で近隣の王寺町が関西第2位になっています。

町長は立候補の際、選挙公報で魅力・競争力・税込アップで財政再建と書かれていますが、町長就任から現在に至るまで、魅力・競争力・税込アップで財政再建はどこまで達成できたと考えておられますか。

住みよさランキングとは、全国792の市と東京特別区20区の合計812の市区を対象に、まちの安心度・利便度、快適度、富裕度の4つから成る20項目で総合評価して順位づけをしたものです。

質問事項3、検討課題の結果について。

前回、一般質問の際に理事者側から検討すると回答をもらっている案件に関して質問します。

まず、普通財産の管理・処分に関しては3点質問します。

1点目、河合町の普通財産全てについて、財産の取得から管理・処分に至る一連の行為を条例で定めることについて。

2点目、普通財産全てに関して、場所・面積・管理状態を広報「かわい」やホームページ等で町民に公表することについて。

3点目、普通財産の利活用について、現在の町有財産等売却処分審査委員会とは別に、一般公募による町民を中心とした売却検討委員会を立ち上げることについて。

続いて、地籍調査に関して2点質問します。

1点目、残り3か所の地籍調査を早期に完了するため、担当部署の組織強化について。

2点目、地籍調査後の固定資産税の課税方法、適正な課税に改めることについて。

以上5点について、現在の進捗状況はどのようになっていますか。

以上で登壇しての質問を終え、あとの質問は自席にて行います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） それでは、2番目、財政再建について。

町長の立候補の際、選挙公報で魅力・競争力・税収アップで財政再建と書かれていますが、町長就任から現在に至るまでこの項目はどこまで達成できたか、そういうご質問だと思います。お答えいたします。

自分が生まれ育ちましたふるさと、さらに歴史文化が輝く河合町というまほろばを次世代につなげていくことが私の使命であると確信しております。その一心で町長就任当初から、もっともっと河合町をよくしていこうと改善点を洗い出し、それをできることからやっていくという観点で実行してまいりました。もちろん結果は一朝一夕に目で見えて出るのは厳しいものでございます。さらに、令和元年に就任した年の12月頃から徐々に新型コロナウイルスの拡大が迫ってきたことで、ふるさと河合を感じてもらえる取組ができない苦しい時期も続きました。

そのような中でも、例えばワクチンの集団接種におきましては町民の皆様方の温かいご協力があつて、とてもスムーズに実施することができ、高い接種率となっていることから、一丸となることの重要性を改めて認識しました。

このように人に優しい、人情あふれる町、温かい町である河合町の皆様のご理解・ご協力、さらに職員のたゆまぬ努力もあり、今、河合町が目に見えてよくなってきているとはっきり実感できるようになっております。引き続きやれることからやっていく姿勢で、果敢に河合愛AI構想を推進し、持続可能なまちづくりを未来につないでいく所存でございます。

以上でございます。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 1つ目のこれからの財政運営等についてというのと、あと、後ほど出てきますんやけども、3つ目、検討課題の結果についてという中の普通財産に関する質問、それと同じく3つ目の検討課題の結果についてということで、地籍調査後の固定資産税の課税方法につきましては、まず担当課長のほうから回答させていただきますが、よろしくお願

いします。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） それでは、私からは、これからの財政運営等についての質問に対してお答えさせていただきます。

まず1点目の質問としまして、自主財源を増やす具体的な取組についてでございます。

これまでの取組としまして、税収確保を進めるため、固定資産税における償却資産の適正課税や徴税等の徴収強化による収納率向上に取り組んできました。また、ふるさと納税寄附金を獲得するため、PRの強化や返礼品の開発の取組、そして広告費収入を得るため広報やホームページへの広告掲載を行っております。これらの取組を継続して進めているほか、未利用土地の売却に向け手続を進めております。

また、公共施設の受益者負担の見直しとして減免の見直しを検討しております。

次に、2点目としまして、令和元年度から4年度までの4年間にわたって約7億3,000万円の返済が5年度から始まるということで、5年度以降の公債費はどれぐらいの額を想定しているかという質問でございます。

今回、令和12年度までの財政収支見通しの更新を行いました。その中で令和5年度の公債費につきましては12億1,100万円を見込んでおります。令和6年度以降は減少傾向となりますが、令和10年度まで約11億円台の公債費償還となるということを見込んでおります。

3つ目の質問としまして、令和5年度以降に公債費負担が増えても福祉や子育て、教育関係等の行政運営は維持できるかということ、また財政指標はどのように変わるかという質問でございます。

財政収支見通しは令和5年度以降の公債費の増加を見込んだ上で作成しておりまして、福祉や子育て、教育関係等の一定の行政サービス水準を維持したまま行財政運営を安定的に行っているものと見込んでおります。また、令和5年度における財政指標の見込みでございますが、経常収支比率が96.8%で、前年度比3.3%の増加、実質公債費比率は15.7%で、前年度比2.4%の増加、将来負担比率は157.2%で、前年度比マイナス12.6%の減少と見込んでおります。

次に、4つ目の質問といたしまして、令和5年度以降に計画されている内水対策事業と旧第三小学校の利活用に係る工事費が町の財政運営にどのような影響を与えるかという質問でございます。

これらの事業の実施による財政運営の影響ということにつきましては、町債の借入れを行うことで後年度に一定の町債償還額の増加や、また財政指標の比率の増加といったことが見込まれますが、事業実施に当たりましては国県補助金や有利な起債を活用することで町負担額を極力少なくするとともに、計画的に事業を進めることで将来的な実質収支の黒字や一定の基金残高を維持した上で財政運営を行っていくことができるものと考えております。

以上でございます。

○管財課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） 私のほうからは質問事項3番の検討課題の結果について回答させていただきます。

普通財産の管理・処分に関して質問のあった3点を回答させていただきます。

まず1点、財産の取得から管理・処分に至る一連の行為を条例で定めることについてでございます。

普通財産の管理については、普通財産の管理に関する規則に基づき管理運営しているところですが、土地の貸付けについては普通財産を貸し付ける場合の取扱基準に基づく運用となっているため、一定の整理を行いたいと考えています。また、土地の貸付けにおいては、現行では1年以内となっており、未利用土地の活用を図る上でも長期貸付を可能とし、それに係る担保や保証人を義務化する必要があると考えています。

今後、普通財産の運用に対して様々な課題が出てくる可能性もございます。条例では、迅速かつ弾力的な運用が困難な場合も考えられるため、町では、まず現行の規則や取扱基準を整備し、新たに規則を設置、整備する方向で現在事務を進めているところであります。

続きまして、2点目、普通財産の全ての公表についてでございます。

普通財産の公表については、町未利用土地の利活用に係る取扱方針において、物件によっては町民へ未利用土地に関する情報を公表することで民間による利活用を拡大し、その賃貸料、使用料また売上収入や固定資産税増収を図るとなっています。これに基づき、町では道路や小集落地区改良事業用地などの残地など、面積が小さいもので購入などが隣接する方に限られるような土地まで公表することで、かえって分かりづらくなることも考えて、主なものに限定し公表をしております。今後も同様に取り扱いたいとは考えております。

ただ、町の未利用土地がどれだけあるのかということについては、住民の皆様の関心も高いと思われますので、全ての未利用土地について別途、町ホームページにて公表できるよう

準備を進めてまいります。

最後に、3点目、普通財産の利活用について、町民を中心とした売却検討委員会の立ち上げについてでございます。

現在、町有財産等売却処分審査委員会とは別に、専門家の意見を取り入れるべく、令和4年10月に用地業務アドバイザー契約を締結し、不動産鑑定士にアドバイスをいただいているところであります。まずは、そのアドバイスを含め町有財産等を売却処分審査委員会へ町から提言し、活発な議論をしていただきたいと考えています。

そのため、議員から提案いただきました売却検討委員会を設けることについては、現時点では考えておりません。

以上です。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 私のほうから、3つの大きな項目の3の検討課題の結果についての地籍調査を早期に完了するため担当部署の強化につきましては、まず担当課長から答弁させていただきます。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 私からは、検討課題の結果についての地籍調査を早期に完了するための担当部署の強化について答弁させていただきます。

地籍調査業務は業務委託により実施することを予定しておりますが、それを管理する職員においても専門的な知識が必要になります。現在、本町には地籍調査の実務経験のある職員が在籍しておらず、今後の事業遂行と早期の事業完了を目指す上で専門的な知識と経験を有する資格者の支援が必要であると考えております。

そこで、令和4年度より土地家屋調査士事務サポート業務として、奈良県公共嘱託登記土地価格調査士協会から調査士を必要に応じて半日の勤務で月3回程度を限度に派遣いただいております。有識者の支援につきましては、このサポートを拡充したいと考えております。

なお、現地調査及び図書の精査、筆界における紛争の予防として、調査士を1日勤務で週3回を限度に派遣していただくことを検討しているところでございます。

以上です。

○税務課長（松本武彦） 議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） 私のほうからは、地籍調査後の固定資産税の課税方法を適正な課税に改めることについて回答をさせていただきます。

こちらにつきましては、令和5年度から再開される地籍調査におきまして、まちづくり推進課のほうで予定しております一番初めの調査地区の登記の完了に合わせて、その翌年からこれまで旧地籍で課税していた既存の土地につきましても新地籍で課税を行う方法で現在調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） それでは、質問事項3の検討課題の結果から再質問させていただきます。

まず、河合町にも約2万坪、約6万6,000平米の普通財産があって、そのほとんどは利用目的がありません。そして、その普通財産の管理・処分に至る一連の行為が徹底されていると言い難く、改善策として、条例化による管理・処分の徹底を提案しました。しかし、規則で対応するという事なので、今後の対応については、またこちらのほうで考えさせていただきます。条例ではなく規則では、議会の議決が要らないため適正に管理・処分が行われているかのチェックはしづらいです。一方、全ての普通財産についてどれだけあるかはホームページで公表するという事なので、これは期待しております。

また、普通財産の利活用に関して一般公募による町民を中心とした売却検討委員会の立ち上げを提案しましたが、立ち上げないということなので、町長に質問します。

前回、町長から「考えてみたい」との答弁をいただいておりますが、売却検討委員会を立ち上げない理由についてお答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほども私の姿勢をちょっと申し上げましたけれども、できることからやっていくということで、先ほど課長のほうから答弁させていただきました。少しずつ前進するという事を心がけておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） 町長は、選挙公約でシルバー世代の知恵、経験は町の財産と書かれていました。あれは選挙用に書かれただけということで今理解しておきます。

では、続いて地籍調査に伴う組織強化に関して質問します。

外部から土地家屋調査士を入れて組織強化を図るということですが、私としても、土地家屋調査士は必要と考えております。地籍調査は専門的な知識が必要とされる分野であり、トラブルが生じた場合、中立かつ専門的な見地から判断できる人材が必要となります。土地家屋調査士が役場に常駐することで職員の知識向上につながる上に、地籍調査の早期完了が期待できます。

町長に質問します。

週3日勤務で、最低でも3年間の期限付きの土地家屋調査士を2人雇い入れることを検討していただけますか。お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） しっかり今言っていたことについてはちょっと検証させていただいて、検討してまいりたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、よろしくお願いします。

それと、地籍調査後の課税方法について、最初のところは終わるのを待って、新しい地籍で課税することを検討するという事なんで、質問します。

地籍調査後の課税方法について、今まで何回となく指摘してきました。しかし、改善の方法というか、方針は一度も聞いたことありません。河合町の考え方は、単に問題を先送りした法令違反及び職務怠慢の考え方です。住民監査請求を打たれても100%勝つ自信があると考えておられるなら、その法的根拠についてお答えください。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） 住民監査請求があった場合の考えといたしますか、町としての現在の考え方についてでございます。

9月議会でも申し上げましたとおり、現状、旧地籍での課税につきましては、総務省が規定いたします固定資産評価基準に記載がある他の土地との評価の均衡上、当該地籍によるこ

とが特に不相当であると認められるものについては、地籍調査前の当該土地の登記簿に登記された土地によるものとするという文言がございます。河合町ではこちらを適用して現在に至っているというところがございます。

もし今後、監査請求等あった場合というところがございますが、法務管理主任にも先日ちょっと確認をさせていただいたところ、特にこれに関してはまず判例がないというところで、直ちにこの解釈について正である、否であるというところは答えとしては今のところはないというようなところございました。ただ、その危機感を持ちながら、できるだけ早いタイミングで新地籍での課税を進めていきたいというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） 住民監査請求を打たれて、負けたら初めて目が覚めるといいますわ。まず、土地に係る固定資産税、これって賦課課税でしょう。これどういう意味か分かっていますか。お答えください。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） 賦課課税ということでございます。こちら、要は行政、町が地方税法に応じてその土地に対して課税するものでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） 余り理解されていないようですけれども、賦課課税というのは行政が一方的に課税する課税、だから固定資産税はどのようなふうな課税方式になっています。お答えください。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） こちら、まず河合町においては路線価方式という方式で固定資産税課税しておりまして、各土地に係る路線価に対する面積を掛けた上で補正と乗率とを計上して課税しております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） そして、その面積、地籍は法務局の地籍ですか。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） 面積につきましては、法務局に登録されている土地面積でございます。ただし、先ほども申し上げました総務省の規定によりまして、河合町におきましてはこの案件以外のものについては登記簿どおり課税をしているというところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） 土地に係る固定資産税は法務局の登記地籍で課税することは決まっています。登記地籍が既に変更されているにもかかわらず、今も地籍調査前で課税している河合町の現状は地方税法及び地方自治法違反に当たるものとして住民監査請求及び住民訴訟の対象なり得ます。早急に課税方法を改善すべきと考えます。

それでは、質問事項1のほうに移ります。

令和5年度以降、ある程度のことを想定して財政運営は考えていると。それと自主財源の確保は河合町財政健全化計画に基づいて進めているとのことですが、令和4年11月29日付で奈良県から3年連続で河合町に重症警報が発令されました。

質問します。公債費の一部を4年間で約7億3,000万円先送りしているにもかかわらず、いつになったら重症警報から抜け出せるのかお答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 議員おっしゃるように、令和3年度におきましても重症警報というのが発令をされました。重症警報というものが奈良県内で財政指標、経常収支比率、将来負担比率、実質公債費比率などによって、その県内の順位に基づいて今回重症警報が出されているというような形になっております。

本町におきましては、令和3年度におきましても比率は、県内の順位としましては高い比率という形になった関係で重症警報が発令されたというふうには考えております。ただ、実際には町の財政状況につきましては改善はしてきております。その比率におきまして、例えば実質公債費比率、将来負担比率などにつきましては、その公債費のその年度の償還額や、あと地方債の残高などといった部分がベースになって算出をされているというところがございます。その関係上、急激な減少をしないというようなところもまだ認識をしているところでございます。

ただ、できる限り比率の減少ということは、今後も努めていく必要があるというふうには考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、奈良県の財政指標の平均値、河合町のこれを言うて下さい。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） まず、実質公債費比率につきましては、奈良県の平均としましては8.6%という形になっております。本町につきましては15.7%ということになってますんで、7.1%高いというような形になっております。

あと、将来負担比率につきましては、奈良県の平均が44.7%ということになっております。河合町の比率が164.9%ということで約120.2%高いという形になっております。

あと、基金残高比率でございます。県の平均が23.4ということになっております。河合町の単独比率というのは11.5ということになっておりますので、11.9低いという形になっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） 改善されたとはいえ、まだまだ奈良県の平均よりもはるかに数値は悪いと思います。財政健全化計画の中で、先ほど自主財源の確保の取組として償却資産の適正課税の推進、資産の売却とか言われたと思うんですけども、この程度の取組で将来にわたって自主財源が安定的に確保できると本気で考えておられるのか、ほかに自主財源をふやす取組はないんですか。お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 健全化計画の中に載せさせていただいております償却資産、あと普通財産の売却などという部分を載せさせていただいておりますけれども、今実際、ちょっと実施のほうはまだこれからという形になりますが、やはり安定したかつ継続的な自主財源という部分の確保が必要になってくるというふうには考えております。ただ、その辺の部分につきましては企業誘致とか、そういった部分のところにもなるのかなというふうには思うんで

すが、実際、企業誘致を実施する場合につきましては、例えば周辺の環境の整備とかインフラの部分と、あとそれに対する規制に関する手続など、そういった部分も出てくるとは思います。

さらに、町で言いましたら、例えば優遇措置の検討といった部分も必要になってくるのかなというふうには考えております。ただ、現時点で具体的な部分というのが今まだ出ておりませんが、今後そういった部分の検討も必要かなというふうには考えます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） それでは、償却資産の適正課税の推進に関して質問します。

償却資産の課税漏れ調査はほぼほぼ終わっています。まだ大口で課税漏れになっているところがあるんですか。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、松本課長。

○税務課長（松本武彦） 償却資産の適正課税でございます。こちらの取組、令和2年度から行っているものでございます。現在におきまして申告書が提出されていない事業所というのは一部残っておりますが、これらの事業所につきましては免税点未満、要は税金がかからないという見込みの事業所でございます。そういうふうに認識をしております。

ただ、こういった事業所に関しまして申告済みの、既に申告をいただいている事業所と合わせて継続的に精査、要は申告内容見直しをしていきたいというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら次に、徴収率の向上ということをおっしゃられたと思うんですけども、税務課の努力によって町税の不納欠損処理が過去に比べて令和3年度はかなり減っています。徴収率の向上も大事ですけども、徴収率向上に取り組んで現年度分の徴税、今よりどれぐらい増えますか。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） 徴収率、特に現年課税分の徴収率ということでございます。

令和3年度の現年度課税分における町税の徴収率は99.9%でございます。したがって、上昇となると100%ということになるんですが、伸びても0.1%というところでございます。

ただ、そういったところで大きな上昇というところは見込めないんですが、この徴収率を維持していくというところをテーマに、これからも頑張っていかなあかんというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） 徴収率頑張ってください、今後も頑張ってください。

それと、普通財産の売却ということは財政健全化計画に書いておられますけれども、これって、書いてあるだけで全く進んでいません。書くだけやったら誰でも書けると思うんです。将来、利用目的のない土地は早く売却しないと、河合町の地価は毎年大幅に下落しています。河合町が持っている1円の税金も入りません。前回、売却を考えている4つの土地の評価額、これ総額で約4億1,745万円と聞いたんですが、現時点の鑑定評価、幾らになってますか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 主な4つということで河合幼稚園、西穴闇保育所、法隆寺インター、旧の西大和の配水池のこの4点かというふうに思います。実際に鑑定というのが、前回9月にも答弁させていただいております。それぞれ鑑定した時期が異なっております。今現在の鑑定は幾らかというご質問いただいておりますが、実際に毎年この鑑定を出していくということにつきましては、費用もかかることですので実施をしておりません。ただ、ある程度一定の売却の目途がついたら、前回鑑定したのがいつかというところにも関係しますけれども、必要に応じて再度鑑定を行うという形を取らせていただいております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） 河合町の地価というのは毎年下落しているんで、1年遅れるごとに河合町の損失になります。財政健全化計画に書かれているにもかかわらず、ろくな検証もせんと財政健全化計画に基づいて進めると言われても、信用できません。

それで、町長に質問します。

10年先、20年先の河合町を見据えて自主財源を増やして安定した財政を進めていこうとする知恵やアイデアが河合町にあるんですか。先ほど企業誘致は言われましたけれども、それ

以外で何かアイデアあるんですか。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） それにつなげる施策としては、河合町の魅力をアップしていく、そういうことを考えております。ちょっと就任時のときには諦めムード、もう河合町に住むの嫌だというような声も聞こえてまいりました。それをしっかり覆すことが私の使命かなと思っております。

そういうことで、財政をしっかりよくする、それから魅力度をアップする、それから人口増の努力につなげる、その3つを当初の目標にしました。そうしたらどうしていったらいいのかということは、やれるところからやろうということで、ファシリティマネジメント、利活用ですね、河合町もほとんど公共施設は老朽化しております。そういうところで利活用しながら暮らしやすい部分をつくるというところで、中央公民館は耐震もできておりません。もし今大きな地震が起これば中央公民館なり中央体育館で犠牲者が出ます、そういうことにならないように安心・安全なまちをつくる、それが魅力の一つでございます。

それから、昨日、今日、一般質問でもいろいろ議論させていただきました、教育のまちをつくるということで、子供たちに安心して河合町の学校教育を受けさせる、そういうことが2つ目でございます。

3つ目は、子育て環境をしっかり整備する。それが若年層が安心して河合町に来ていただけるそういうものになるかなということを思っております。

就任しまして2年のうちに認定こども園できました。そういうことで社会増も増えております。それから、教育につきましても35人学級なり、議論の中でいろいろ出ていました。英語を特化した社会教育になるんですけれども、イングリッシュプログラム、それからあとICTとか、1人1台のタブレット、そういう部分でとにかく河合町の意識をまず変えていきたい、そういう中で財政健全化につきましても、職員が先頭になり給与カットもさせていただきましたけれども、少しずつ少しずつ光が見えるようになってまいりました。

財政調整基金も、私バトンタッチしたときは4,000万円台ぐらいでバトンタッチして、もし大きな災害が起こったら、本当にこれ、町民の皆様方の命、財産守れるのか、そういうところまで考えております。そういう中で進めてまいりまして、財政調整基金もこれは見込みですが、令和4年度終わりには9億前後ぐらいになって、町民の皆様方の命、財産を守れるような光がやっと見えてきたかなと。それとともに町民サービス、住民サービス、河合町は今

の時点では他の近隣町よりも特に遅れているということもございません。そういう努力をしてまいりましたので、今しっかり維持できております。

ただし、中山議員おっしゃるとおりで、財政は本当に厳しい状況でございます。だから、いろいろ今日ご提案いただいていることは、しっかり参考なり、それから改善させていただいて、少しでも河合町の財政が安定するように頑張ってみてまいりたいと思っております。

そういう取組が先ほどご質問していただいたところに私はつながっていくだろうなということ強く思っておりますので、よろしく願いいたします。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） 町長、長々とありがとうございました。私が一番聞きたいのは、今自主財源を増やす即効性のある取組ってあるんですかということを知っているんです。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） ちょうど重要課題検討会議というのも部内で、庁舎内で持っております。その中で、先ほどご指摘ありました大きな町有財産も4か所ございまして、特に今、課題として、年内に絶対にこれは実行しようということで動いていますのは、河合幼稚園の跡地と、それから中山台の給水塔跡地でございます、それにつきましては、私も先頭になってしっかり確保するように努力いたします。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） それでは、私のほうから言います。今河合町がやれることというのは、地籍調査後の適正な課税と考えます。町長に質問します。

地籍調査後の固定資産税の課税方法について適正に課税したら約1,000万円固定資産税が増えます。今の課税方法は地方税法及び地方自治法違反になり得ます。なぜ適正な課税をされないのか、町長お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 今後の方針としましては、町内3か所で適正な地籍調査をするということ今計画しております。それが終わるいいタイミングで、今議員おっしゃったような感じ

で適切なそういう課税に切り替えていく方向で考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、続いて令和5年度以降、公債費負担に関して質問します。

広報「かわい」12月号で、令和5年度以降の公債費負担、先ほども言われましたけれども約12億円前後と書かれています。これ町税収入は減少して、将来的に税収が爆発的に増える要素もなく、今の財政状況で毎年12億円、この支払いは相当きついと考えます。想定外の事態が起こったとき、各部門の予算は減らすのか、それともまた公債費の一部支払いを先送りされるのか、どのように対応されますか。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） おっしゃられますとおり、公債費負担が令和5年度から増えるというところでございます。先ほども申し上げさせていただきましたとおり、この長期の財政収支の見通しを作成して、その中でこういった増加というの見込んでおるところでございます。不測の事態といったことの対応ということで財政調整基金を一定額確保するというところで現在は進めているというところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） 想定外の事態に遭ったときに、貯金の取崩しはやむを得ないと考えます。しかし、将来的に税収が減少していく中で、いつまで基金の取崩しができるかは、これはちょっと不透明だと思うんです。今回の黒字要因には地方交付税の増額が一つの要因ではあったと思います。こういった依存財源である地方交付税に頼り過ぎる財政運営というのは、私は決して好ましいものではなく、自主財源を増やす方向への方針転換を真剣に考えるべき時期かなと考えております。

では、4年間にわたって公債費の支払いを一部先延ばしにした具体的な理由及び先送りにより町にどのような効果がありましたかお答えください。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） 令和元年度に償還条件の変更を行った理由でございますけれども、平成26年度には町の財政調整基金、約4億円ございましたけれども、歳入歳出の収支が厳し

い中、平成27年度以降はこれを取り崩しながら財政運営を行ってきました。この結果、令和元年度末の残高は約4,000万円と底をつきかけるような状況になっておりました。財政調整基金でございますけれども、これは災害等の不測の事態に対応するためには一定の額を確保する必要があるということでございます。

また、令和元年度決算におきましては非常に厳しいといった状況からも、支出の平準化を図る必要があったということから金融機関と協議を進めて、償還条件の変更を行ったということでございます。

効果ということでございますけれども、この償還条件の変更を行ったことで、2年度以降は住民のためのサービスを維持しながら、町の将来につながる新しい施策に取り組むことができたということだけでなく、住民の皆様様の安心の確保として財政調整基金への積立でも行うことができたというように考えております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） 今、行政サービスということでは言われましたけれども、そもそも地方交付税は、日本のどこに住んでいてもひとしく行政サービスを受けられるために地方自治体に対して国税の一部が交付されるもので、公債費の一部を先送りしなくても最低限の行政サービスというのは維持できたんじゃないんですか。再度、公債費の一部を先送りした理由を、本音をお答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、本町におきましては過去の西大和の開発に伴っての人口急増に伴っていろいろな事業を前倒しで実施をしてきました。それを償還の部分と、あと25年度に3セク債の借入れを行って公社の解散を実施したというところの部分での公債費の償還というのが非常に大きくなっております。これはほかの市町村に比べてかなり高い残高という形になっております。その辺の部分が影響しているのが大きい部分が1つございます。

あとは、それ以外にも、これはうちの町に限らずというところもございますけれども、やはり福祉とか、特に高齢者医療とかいうようなところの部分も金額のほうが増加してきてい

るといようなところの要因もありまして、財政状況が厳しくなったということでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） 私は、公債費の支払いを一部先送りしたというのは、単に後世の世代に負担を増やしただけと考えています。

改めて質問します。公債費の一部を先送りしたことで発生する利息はどれぐらいですか。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） 利息の増加につきましては約5,900万円でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたらね、これ先送りした公債費の金額約7億3,000万、それに伴い発生する利息について、具体的な内容というのは町民に公表されていません。しかし、12月議会に上程された河合町まちづくり自治基本条例第33条、行政評価にどのように規定されているのかお答えください。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 今回提出をさせていただいておりますまちづくり自治基本条例ということで第33条には、執行機関は効果的かつ効率的な行政運営を進めるため、町の政策等の評価を実施し、その結果について町民に分かりやすく公表するよう努めなければなりませんということです。今回、あくまでも提出させていただいた部分ということになります。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） ということは、河合町には具体的な内容を公表する義務があると考えます。公表に関する町の考え、町長お答えください。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 今議員指摘のようになるといえるか、行政の中で明らかになっていることははっきり町民の方に説明していく義務はあると認識しております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、公表のほうよろしくお願いします。

職員給与5,900万、どのような形で負担されますか、この利息の支払いは。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） 利息が増加した分につきましては、令和2年度、3年度の町職員の協力をいただきまして給与の削減を実施したというところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） 職員給与の減額だけで約5,900万の利息を支払うには何年もかかると思うんです。また、公債費の一部を先送りして利息が発生したことに、何か職員に責任ありますか、これ。お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 給与削減につきましては実施しないで済むことにこしたことはないというふうには考えております。ただ、財政が厳しく、緊急の財源が必要になった際には、一般的に給与の削減をこれまでも実施してきたところでございます。ただ、実施する場合には、当然、職員の皆さんにその状況を説明して、理解していただき、協力をお願いして実施しているものでございます。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） 職員全員が納得しているわけじゃないと思います。頑張っておられる職員の方、多数おられます。既に職員給与で減額した分を退職の際に補填してあげることができますか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） お答えします。

職員の給与削減、これ特別職も同様でございますけれども、給与の削減につきましては議

会の議決を得て実施しているものでございます。その分について戻すというようなところの部分については慎重に対応する必要があるのかなというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） では、町長に質問します。

町長が新聞の折り込みに入れられた「清原和人講演会ニュース」で、利子負担は町長、副町長、教育長及び職員の給料カットで対応と書かれています。利子負担に対応した町長、副町長、教育長の新たな上乘せの給料カットというのは行われているんですか。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほど部長も申し上げましたように、就任当初からこういう財政が厳しいということで、多分、当初は15%カット、それから今20%カットをしております。討議して、とにかく職員で頑張ろうということでこういう流れになりました。私も、小学校の教頭時代、校長時代、奈良県の財政がすごく悪うございました。それで、先ほどの話と一緒に、県がしんどいということでそういう教職員にも、教頭では5%カット、それから校長になって給料が上がるかなと思いましたが、7%カット、そういうことで奈良県民のそういう住民サービスをしっかり守るということで、そうした経験もございます。

さっきおっしゃったように、本当に職員の皆さんには苦渋の選択で、かなり辛抱をかけたと思っております。そういうことで少しでも財政が落ちつくように、少しでも光が見えるようにということで今まで、いろんな職員の知恵、それからいろんな行政内の見直しもしてまいりまして、やっと落ちついてきた感じになっております。

本年度は職員の給与カットも廃止しまして、三役のみ20%カットということで進めております。なるべく職員には、今後そういう迷惑がかからないように努力はしてまいりたいと思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） 公債費の先送りによって発生した5,900万の利息、これらを例えば職員の給与もそうですし、町長、副町長、教育長の給与も一般財源から支出されています。結局は町民の税金から支払っていることに何ら変わりありません。5,900万円あれば町民の暮らしに役立つ何か新しい事業ができたはずで。

それでは、ちょっと話変えます。令和5年度以降、内水対策事業に約22億円、旧第三小学校の1期工事に約4億8,000万円と、合計で約26億8,000万円必要となります。現時点で旧第三小学校の2期、3期工事の事業費というのはどれくらい見込んでおられますか。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） 旧第三小学校の2期工事の事業費でございますけれども、約5億円ということで見込んでおります。このうち町負担額としましては30%ということで約1億5,000万円であるというふうに見込んでおります。

3期工事以降につきましては、次期費用というのが今現在未定でございます。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたらね、ちょっと変えて2点質問します。

1点目、先ほどの令和5年度の経常収支比率の見込み数値が96.8%と言われたと思うんです。これ家計にたとえたら100万円の収入があっても必ず出ていくお金が96万8,000円で、ほとんど余裕がないこととなります。令和5年度以降、財政調整基金への積立てというのはできますか。

2点目、令和元年度の将来負担比率225.3%、このときは全国でワースト4位でした。令和3年度の164.9%、これ全国ワースト何位ですか。お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） まず、1つ目いただきました令和5年度の経常収支比率の見込みということで96.8%と。その状況の中で基金が積立てできるのかというようなことでございます。

毎年、歳出におきましてもいろいろな変動というものが出てきます。あと、これはもう当然、過去の実績から交付税というのは算定されるんですけども、それによっても交付税の増減というものも影響が出てくるかと思えます。実際にちょっと基金の積立てできるかどうかという部分については、今はできる、できないということは申し上げられませんが、できる限り積めるような形で進めていきたいというふうには思っております。

あと、令和3年度の将来負担比率164.9%というところでございますが、県内という形の

部分では今出ておりますが、全国的な順位というのは今現在出ておりません。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら最後に、令和5年度以降の財政運営というのは何に重点を置いた財政運営というのが求められますか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 先ほども町長のほうから申し上げましたが、まず1つとして、一番重要なのが住民の皆様の安心・安全というところがあります。それをするための事業、今現在も進んでいっておりますが、その事業を進めていくというのが一番かなというふうを考えております。

あと、県との勉強会の中での健全化計画を着実に実施していくというところが必要であるというふうを考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

そうしたら、質問事項2のほうに移らせていただきます。

魅力・競争力・税収アップで財政再建ということで、先ほど町長のほうからも目に見えてよくなっている。昨日の答弁でも、光が見えてきたとかおっしゃっておられたと思うんです。町長が考える魅力というのはどういったものか、町長、具体的にお答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほどほとんど具体的な自分のイメージということ話をさせていただきました。先ほど部長もありましたけれども、本当に財政でも何もしなかったら自然によくなっていく、そういう状況はございます。でも、内水対策にしろ、三小の跡地利用にしましても、町民の命を守るという声はどんどん私のところに届いてまいりました。内水につきましては、もう10年から20年ぐらい前から廣瀬神社西側の3地区のほうから、何とかならないのかというようなことがございました。それにもかかわりませず、4年前でしたか、50軒近くの床下の水害がございました。それはお金がないという状況でありまして、やっぱりや

っていく。

それから、先ほどの繰り返しになりますけれども、中央公民館とか中央体育館、利便性とか、エレベーターもございませんし、すごく老朽化しております。そこで活動しているときに南海トラフになりましたら、本当に町民方がどれだけ犠牲になるか、そういう声もお聞きしました。だから、この厳しい財政状況の中でもそういう命に関わる事業はやるということで決断して、今進めております。ただし、それだけと違って、子供たちにも夢を持っていただくということで、学校教育には、ほかの近隣の市町村で取り組んでいないようなこともどんどん取り入れてやっております。国もやっていない35人学級、今日も午前中、常磐議員のほうから教育問題についてかなり意見を言っていました。

今、子供たち、不登校の問題、それからいじめ、暴力、私の個人的なことを言って申し訳ないんですけども、私の娘が行っている北欧では、小学校の学級定数は20人でございます。日本の学級定数、私が教師になったとき45名でした。今やっとなんか40年たって、まだ40人のそういう状況でございます。だから、学校教育についても子供たち、先生方がゆとりが持てるような教育環境をつくるということが魅力につながる1つかなと。

それから、認定こども園につきましても、いろいろ私、議員のときにけんけんがくがくのそういう議論がございました。財政が厳しい、やめておこう、そういうご意見もございましたが、当時、西穴闇保育所、それから河合幼稚園、老朽化しておりました。西穴闇保育所については屋根が落ちんねんという話もございまして、そんな中で本当に就学前の子供たちを保育できるのか、そういうこともございました。

だから、まずは3つとして、そういうファシリティマネジメント、第三小学校のそういう利活用なり、それから教育環境、子育て環境をよくすることが魅力につながっていくのではないかな。ただし、マイナスの情報発信じゃなくて、河合町のよさを出そうということで組織改革で広報広聴課もつくりました、多分、今日もNHKで、先週、上牧町だったんで、河合町のそういうよさも情報発信してくれるかも分からないんですが、広報委員長なり、いろんなプラスイメージを今情報発信しています。だから、そういうプラスイメージを、先生方、また住民の皆さん、私たちと協力して、河合町のそういうよさをどんどん情報発信していくことが、本当にこれからの町の未来が見えてくるかなと思いますんで、私はイメージ的にはお話しさせてもらいましたけれども、そういうことをしていかないと、なかなか改善というか、ただし、いろんなことで、昨日も申し上げましたけれども、予算厳しい中でも谷本議長、去年ですか指摘していただいたように、この役場前の庭園も本当に繁茂というか木々が密集

して、庭がどこにあったんか、そういうような状況でございました。たまたまZ O Z Oタウンの前社長の前澤さんが各地方自治に寄附されているということで、これも職員からの提案でいたしましたら500万円頂きました。それを原資に今、河合町の表玄関である池部前の庭園をしっかりよくしている状況でございます。

いろいろな声を聞きました。きれいだったなとか、やっとよくなったねとか、そういう小さなことなんです、それを積み重ねて今後も頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） そうしたらね、町長、葛城市が住みよさランキングで全国30位になった原因について、河合町と比較して何が原因と考えておられますか。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 私もその資料はちょっと見ました。多分、河合町と違って、今取り組んでおります財政事情なり、それからもろもろの住民サービスについては、ひょっとしたらいろんな面の工夫した取組もされていると思います。そういうところが評価の対象になっているのかな。河合町は3つの近鉄の駅もございまして、名阪のそういうインターチェンジもございまして。とても便利な部分がなかなか町内、町外の方に認識してもらえない。いつも私、町外へ行って、また県外でも話しするんですけども、法隆寺インターが斑鳩町にあるということをおもひながら思っておられます。それから私学なんです、西大和学園も王寺町にある。もう1人、2人の人でも、あれは河合町ということをお答えになれる、そういうところがございませぬ。河合町の7不思議の一つかなということをおもひながら思っております。

いろいろなPRはしているんですけども、そういうプラスイメージが今まで少なく、財政も含めまして、河合町の悪い部分だけがじわっと広がっていった、そういう意識も多分ございませぬ。だから、そういう部分を払拭する、また地道に、先ほども申し上げましたけれども教育なり保育なり、またいろんな住民サービスをしっかり、本当に1つずつだと思っておりますよ、それを確立するのが私の役目かなということで、今まで頑張っております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 近鉄の駅とか言われましたけれども、そういうのはあくまで河合町の特徴であって、魅力ではありません。私は葛城市で判断しているのは、市長の強いリーダーシップの下、住民ニーズを把握し、先手、先手の対応がまちの魅力につながっていったと考えております。魅力あるまちづくりというのは多くの自治体にとって最重要課題です。同じ景色を見ても人それぞれ感じ方が違うのと同じで、まちの魅力も住む人によって感じ方がそれぞれ違います。結局は、それぞれの世代や地域が何を必要としているのか、そして必要とされているものが十分満たされているかで魅力のとらまえ方も変わってきます。

ちなみに兵庫県の明石市が取り組んでおられる子育て支援策で人口が増加していることは、町長ご存じですか。お答えください。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 今おっしゃったこともちゃんと理解しております。先月、東京へ行って、県町村会のそういう研修会でも東京大学の先生が来られまして、そういう話もしていただきました。あれが本当に、明石市の一面はいいんですけれども、結論的に教えていただいたのは、近隣での人の取り合いに終わっている状況がございますという指摘もありまして、もう少し大きな観点で見えていかないと、何か明石市が全ていいようにマスコミも言っている状況はございますが、実はそうじゃないんだよという話もありました。

だから、河合町どういう町になってほしいのか、これもちょっと抽象的な部分はございますが、人に優しく人情あふれる温かい空気の、そういう誰でも安心して住めるまちづくりを目指してやっております。一皮むきましたら、もう人権は保障されるそういう町でございませう。ちょっとアプローチというか、外に対するインパクトは弱いかも分かりませんが、そういう心の部分の町になったらということで、私はこういうまちづくりをしたいなということで3年半進んでまいりました。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

ちなみに明石市の子育て支援で主なものというのを説明させていただきますと、1点目、親の収入に関係なく医療費が高校3年生まで病院代、薬代、市外の病院代が無料。2点目、親の収入に関係なく第2子以降の保育料が市内・市外であっても無料。3点目、親の収入に

関係なく中学校の給食費が無料。4点目、公共施設の入場料が無料。5点目、生後3か月から計10回、紙おむつ、粉ミルク、ベビーフードなどの無料配達といった子育て支援策に取り組みられています。

明石市は、子育て世代の経済的な負担軽減に取り組んだ結果、その取組が明石市の魅力になって10年連続の人口増加につながっています。

町長に質問します。今説明した明石市の子育て支援の取組を河合町が全てできますか。お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 私の思いとしましては、教育関係、福祉関係、これは本当は国が先頭に立ってやるべき事業だとは思っております。財政事情を見ましたら、今ずっと議論をしてみいましたけれども、河合町はやっと財政に、ゆとりまでいきませんが光が見えてきている状況でございます。誰が考えても、今議員おっしゃったような事業ができるのであれば、本当にもう河合町、何も問題はないと思うわけでございますが、今そういう途上になっておりますので、議員おっしゃった事業については到底、今の状況ではやることはできません。

ただし、命に関わる内水対策と三小に向けての利活用については歯を食いしばっても町民の命を守るために頑張って実行してまいります。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 住民の生命を守るというのは、これは一番大事な話ですね。先ほど町長も言われたように、教育、福祉、子育て支援にはお金がかかります。しかし、若い世代にとっては経済的負担が少ない町に住みたいと考えるのは自然なことで、それがその町の魅力となっております。自治体は時代の流れ、社会情勢の変化によって住民が今一番何を求めているかを把握しておくことが一番重要で、それに対応できれば町の魅力は高まります。

町長に質問します。河合町の魅力、高まっていますか。お答えください。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 余り大きな前進ではないかもしれませんが、町長になって1年ぐらいは本当に人口が減る人数が多うございました。それは、先ほど申し上げました認定こども園の

かがやきの森こども園が開園したことによりまして社会増は結構増えている状況でございます。ただし、私も含めました高齢者、自然死が多いので、なかなかマイナスまでいかないんですけれども、この12月も、私いつも歩いて入り口に入ってくるんですけれども、今月はプラス3になっておりました。だから、少しずつ、少しずつ効果が出てきていると私は感じております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 認定こども園のお話も出ました。町長、今、認定こども園てどこの市町村でもありますやんか、だからもう今はほとんどの市町村あるということで、なかなかこれ魅力にはもうなにくいんかなと、取りあえず私思っております。

それと、河合町の魅力ということで、私は魅力そのものよりもイメージがかなりダウンしたと思います、ここ数年で。その理由としては、まず、住宅地の地価の大幅な下落、1点目。2点目、3年続けて奈良県から財政の重症警報、3点目、大型商業施設、映画館の撤退、これらの中で住宅地の地価の大幅な下落というのは、そのほとんどが町の魅力にかかわっています。令和4年7月1日の地価調査で河合町の住宅地の地価の下落率は、奈良県平均の下落率1%を大きく上回って2.9%、これ県内では上から5番目の下落率になっています。

町長に質問させてもらいます。町長は地下の下落要因を検証し、下落を抑えるために今までどのような対策を取られてきましたか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） それでは、下落問題についてちょっとお答えをさせていただきます。

ちょうど町長に就任しまして3年目の春かなと思うんですけれども、イオンのほうから来られまして、イオンの施設自体も老朽化しているということで、急にあそこから撤退するという話がありました。本当にどうなるのかなということですごく心配をいたしました。西大和地区中心に買物の中心になっております。また、お聞きすると、三郷町のほうからでも来られているということもお聞きしてましたんで、ああ、西大和の中心部に穴が空くのかなと大変心配しておりました。

そういうことを何とかしたいなという思いで、これは民間施設ではございますが、水面下で担当区のほうで向こうとアポイントを持っていただきまして、私も直接すぐお会いしたり、その後のことについてすごく水面下ではいろいろ動いてご相談もさせていただきました。また、

周辺住民のお声も聞いておりましたので、その分もしっかり伝えさせてもらって、何とか今マイナスになっている部分をプラスにしてほしい、早く次の施設に来てほしいということで、何回となくお会いしました。その結果、今解体工事が始まっております。多分、間もなく終わって落ちつきましたら、新しいそういう施設ができるようになってきます。そういうことを少しずつ、少しずつやることによりまして、確かに一番高いときの土地の値段というか、価格までいくのは難しいと思いますが、何とかその下落率を止めたりとか、少しでも回復できるような方向性でいけるのではないかと考えております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 手後れにならないければいいんですけども、令和4年度の地価調査、住宅地の地価下落率でワースト10位以内に星和台1丁目4位、広瀬台2丁目は7位で入っているんです。これ県内で10位以内に入っているの、北の地域で河合町だけです。

町長にこれ質問しますけれども、地下の大幅な下落というのは、今後、河合町にどんな影響をもたらすと考えておられますか。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 中山議員のご意見もございまして、町民の方と色々な話をしますと、今まで西大和地区、特に地価が高いということで、なかなか河合町のほうに目を向くことができないという方は結構おられたということをおっしゃっていました。こういう状況の中で地価は下がっているわけですが、ひょっとしたらこれが、マイナスになっておりますけれどもプラスに転化できるのではないかと、そういうご意見もいただいております。

また、大輪田駅前にそういう空き家対策というか、空き家を利用したそういう会社の方も来られたということで、すぐ担当課のほうで出向きまして、何とか協力してそういう部分を埋めようということで今動いております。だから、議員おっしゃったように、物事マイナスで捉えていきましたら全てマイナスのようになりますんで、いいところをしっかりと見ていただいて、協力して、少しでもイメージアップするように、また協力願えたらなと思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番(中山義英) 地価が下がるというのは、通常取引がされないから下がるんですよ。生駒市に行ったら下がらないです、いっぱい取引あるから。河合町でこれ下がっているのは、通常取引がないんですよ、だから地価がどんどん、どんどん下がっている。その基本的なことを町長、理解してもらわないと。これ下がったことによって河合町どんな影響あるかといったら、税収めちゃくちゃ下がりますよ。来年度どれくらい下がるのか、ちょっと税務課長お答えください。

○税務課長(松本武彦) はい、議長。

○議長(谷本昌弘) 松本課長。

○税務課長(松本武彦) この地価下落調査による減少の見込みでございます。

令和5年度につきましては約750万円ほどの減少を見込んでおります。

以上でございます。

○5番(中山義英) 議長。

○議長(谷本昌弘) 中山議員。

○5番(中山義英) これね、年間で750万円税収減るということは、この状況が二、三年続けば、今より数千万円税収は減ります。一旦下がった地価というのは、将来、元に戻ることはほとんどありません。減った税収というのは取り戻す方法はないということです。河合町には、もうこれ以上下がらない対策を積極的に町長に進めてもらいたいと考えております。

続いて、町長が言われている競争力について町長に質問します。

町長が考えておられる競争力、これどういったものですか。お答えください。

○町長(清原和人) はい。

○議長(谷本昌弘) 清原町長。

○町長(清原和人) 競争力といいましてもいろんな意味合いを含んでくると思います。例えばそのうちのひとつとしては、町の魅力、河合町のよさ、自然もございますし、大阪、奈良から通勤圏内、本当に1時間以内で行けるとか、そういうプラス面をどんどん町外にもアピールすること、そういうプラス面をしっかりとアピールしまして、ああ、河合町に住んでよかったとか、ああ、河合町はいい町なんだと、そういうことを考えております。

また、河合町の中には馬見丘陵公園がございます。ちょうど一般質問でもいろいろご質問していただきました。馬見丘陵公園、河合町にとってのプラスにはほとんどなっていない状況もございます。ちょうど1か月近く前、奈良新聞主催で北葛の4人の首長と4人の商工会の会長さんで、いかに馬見丘陵公園を利用して魅力アップ、競争力をつけるためどうしたら

いいかということで話をさせていただいて、多分、二、三週間前の奈良新聞でも紹介していただきました。私も自分なりの持論をどんどん申し上げまして、こういうようにしたら地域の方は潤うし、また観光客の方もいろいろ多く来ていただける、若い人たちにも来てもらえる方法とか、いろんなことをそこで提案をいたしました。ただ、そういう部分が自然にほかの市町村と、言い方は変かもわかりませんが差別化とか、河合町のよさを知っていただく、そういう部分かなと思っております。なかなか河合町、土地が狭いので、工場に来ていただくとかいろんな部分では制限されているところはございますので、河合町の中でやれる部分でどうのように魅力発信していったらええのかなということを思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 先ほど公園とか、いろいろ言われていましたけれども、そういったものは町の特徴であって、魅力じゃないんです。公園あるからいうて、若い世代が住みますか。先ほど言うたように、経済的負担とか、そういった町の魅力があって若い世代は引っ越してくるんです。公園あるからいうても、それは町の特徴であって、私は魅力ではないと考えています。

それと、全国では人口獲得競争とか、ふるさと納税の獲得競争など、いわゆる自治体間競争というのは物すごく激化しています。町長は、この自治体間競争に勝つために何が一番重要と考えて今まで行政運営進めてこられましたか。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほどの繰り返しになりますが、自分の町のイメージとしては、人に優しく人情あふれる温かい町が一つのセールスポイントになるかなと思っております。その中で、誰でも安心して暮らせる、言い換えれば人権が保障されている、そういう部分を私はこの県内でも河合町の特徴としていつもお話しさせてもらっております。

いろんな部門で競争できる部分もございますし、また河合町としてできない部分もございまして、やれるところからやっつけよう、それが私の信念でございまして、よろしくお願いたします。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 町長と考え方が全く違うんですけれども、私、自治体間競争というのに

勝ち抜くには、やはり市町村長、いわゆる首長の強いリーダーシップ、それと職員一人一人の意識改革と能力開発への人材育成、これが一番鍵になると考えます。

町長に質問します。町長の人材育成はどのように取り組んでこられましたか。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 町長に就任するときとか、その前、河合町役場に対しましてすごく悪い評判がございました。庁舎内に入っても挨拶をしてくれない、案内をしてくれない、そういう部分が先行しておりまして、本当に職員は頑張っておるわけでございますが、そういう負のイメージを持っていました。それを変えたいということで4年間やっているのは、3年未満の職員に玄関に立ってもらいまして、自分たちのほうからしっかり町民の方に挨拶をする、それからどういうご用で来られましたかということをお聞きして、その課まで連れていく、それは本当に1か月の短いそういう取組でございましたが、それがだんだんいいほうに向いておりまして、先日もある方から、河合町行ったらそういう声かけしてもらって、そこまで連れていってもらいました、そういうことも数々聞いております。

それから、コロナでなかなかできなかったんですけども、普通の会議以外に、昨年から10年未満の職員と約1か月ぐらいかけまして、こちらの空いている日でフリートーキングを中心にしながらいろんな意見交流をしております。若い職員からの意見も聞いたり、こちらからアドバイスしたり、そういう取組を昨年いたしました。それから今年も12月中にそういうこともやります。だから積極的に若い力を引き出す、ちょうど昨年も50周年の記念式典もございましたが、そのときも中心になって進めてくれたのは若い職員の集団でございました。

それから、税率アップというか、税金をどうしたらうまく集めて財政のところプラスになるか、それはもう若手の職員が中心になりましてそういうワーキングのグループをつくりました。それから、ファシリティマネジメントにつきましても若い職員が中心になって、どういう施設をしたらいいのか、それから広報広聴課もつくりまして、河合町の広報につきましても、これはちょっとマイナスの部分は何年か先、ある月の広報は10年前の広報とほとんど同じということもございましたので、そうじゃなくって、若い人から見て情報発信どのようにしていったらいいかということで、多分、この4年間の中で広報はかなり変わったと思います。そういう日常の取組が少しずつ変わった感じで今表れていることと思っております。

それから、若手職員なり、幹部職員にも、自分たちで積極的に働いていただくということで、課長会のときでもいろんなプラス思考をしていただくような話も意図的にさせていただ

いておりますんで、そういう部分もやっております。また、担当部のほうではスキルアップに向けましての研修もしっかり今やっておりますんで、私はこの若い職員がどんどん育ってくれたら、河合町もすばらしい町に変革できるということを強く確信しております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

○5番（中山義英） 職員内部で育てるのもいいんですけども、どこか外へとか、そういうのはどういったことをされていますか。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） おっしゃっていただきましたように、町内でずっと仕事をするのも一つの方法でございますが、今、毎年、県のほうに1人若手職員を派遣しまして、県の仕事もしっかり勉強して帰っていただく、そういう取組も今やっております。また来年度も、若手職員を代表で1人行かせて、そういうことも並行してやっておりますんで、ご安心していただけたらと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 職員の意識というのは少しずつ最近変わってきたようには感じております。

それで、奈良県ということですけども、何で町長、奈良県なんですか。県内の先進地の市町村になぜ職員を派遣しないんですか。お答えください。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 今考えておりますのは、まずは奈良県と河合町のそういうパイプということも私願っております。町の財政をよくしていくためにも、勉強会を現在やっております。また県からも、横山参事、それから山本参事に来ていただきまして、町ではなかなか動き切れない部分も、来ていただいているんな力を貸していただいております。まずはそういう部分でしっかり基礎固めをしていき、議員おっしゃったように先進地というか、そういうところもこれから視野に入ってくると思っております。

○議長（谷本昌弘） はい、残り5分です。

中山議員。

○5番（中山義英） 町長、私ね、奈良県だけでなく、斬新的な取組を行っている県内の市町村に職員を派遣していただきたい。これね、県の職員の方2人来られているから言うのはあれやねんけど、日常的に市民、町民と接しているのは市町村の職員で、最も住民ニーズを把握しているのは県職員ではありません、市町村の職員です。だから町長、できたら来年からは市町村に職員派遣することを検討してください。よろしいですか。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 今議員おっしゃっていただいた方向性でも考えてみたいと思います。年度途中で後半になってきましたんで、すぐに議員のおっしゃっていただいていることに応えられるかどうか分からないんですけども、そういう方向性もきっちり中に入れさせていただきます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） もし生駒市やったら、また声かけはさせていただきます。

それとあと税収アップについて、議員発議による個別監査を通じて償却資産の課税漏れの調査で一定の成果は上がっています。しかし、税ではありませんが、水道料金、住宅の使用量など市債権の債権回収、これほとんど手つかずの状況です。令和3年度決算で財政調整基金が約5億5,800万円たまったとはいえ、総合的に評価すると、財政再建は私の中では余り進んでいないと判断しております。理由としては、約7億3,000万円の公債費の支払いが先送りされている上に、自主財源の8割近くを占める町税収入は令和3年度は令和2年度に比べて約1億5,140万円減少しています。町税収入の減少というのは今後さらに加速化することも考えられます。

町長に対して言いたいこともあるんですけども、町の魅力、自治体間の競争、さらには税収アップ、これって全て町長の強いリーダーシップ、それと職員のやる気、能力に関わっているんで、今後は特に人材育成には大いに力を入れていただきたいと考えております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（谷本昌弘） これにて中山義英議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

15時10分から再開します。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時10分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◇ 大 西 孝 幸

○議長（谷本昌弘） 10番目に、大西孝幸議員、登壇の上質問願います。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 大西議員。

（9番 大西孝幸 登壇）

○9番（大西孝幸） 議席番号9番、大西孝幸が通告書に基づき質問いたします。

2点、質問いたします。

まず、1点目に、不毛田川流域内水対策事業について。

この事業については、今日までいろいろと質問してきました。先月の初旬に地元自治会に担当課から、不毛田川流域内水対策事業の事業目的・事業予定地・事業概要・事業スケジュール・事業効果について回覧の資料の配布がありました。

その中でスケジュール予定として、令和4年10月から令和5年2月まで、土地の測量・補償金額の算定、また、令和5年1月から令和5年3月まで、土地の補償契約と掲載されました。

このことを踏まえ、質問します。

現時点での進捗状況と令和4年度内にスケジュール予定のとおり完了すると考えているのか見解をお聞きします。

2点目に、焼失後の空き家について。

令和3年9月、議会で一般質問してからかなりの期間がたっています。

県道高田・斑鳩線の西穴闇交差点の東側にある火災後に放置された家屋は現状のまま何も変わっていません。

河合町空家等対策の推進に関する条例も設置されています。

このようなことを踏まえ、質問します。

現在の進捗状況と今後の対応について回答をお願いします。

再質問については、自席にて行いたいと思います。

以上です。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 私からは、1つ目の質問であります不毛田川流域内水対策事業について、答弁をさせていただきます。

現在の進捗状況でございますが、事業用地の境界及び面積を確定させるため、測量業務を10月から着手し、12月3日及び4日で地権者にご協力いただき、境界の確認作業を行っております。

令和5年1月中での境界及び面積の確定を目指しておるところでございます。

また、補償金額を算定するため、土地評価業務及び不動産鑑定業務を実施しております。

事業中の面積が確定すれば、速やかに補償金額を算定し、用地補償の交渉に入りたいと考えております。

令和4年度に予定している用地補償契約につきましては、河川などの筆界確認に不測の日数を要していること、また、事業中の一部で不動産登記が行われていないことなどで、一部の用地で補償契約が令和5年になると見込まれております。

相続登記が行われていない土地については、現在、相続人調査を行っているところでございます。

以上です。

○住宅課長（森川泰典） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森川課長。

○住宅課長（森川泰典） 私のほうからは2点目、消失後の空き家について答弁させていただきます。

今まで空き家の所有者及び関係者に電話連絡3回及び適切な管理願いを5通送付をしましたが、必要な措置が講じられませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法及び河合町空家等対策の推進に関する条例に基づき、次の措置を実施しました。

1、特措法第9条第2項及び条例第10条第2項に基づき、令和4年5月31日に立入調査を実施しました。

2、条例第12条第2項に基づき、令和4年6月22日に河合町空家等対策協議会の意見聴取を行いました。

3、条例第12条第1項に基づき、令和4年6月23日に特定空家等に認定しました。

4、特措法第14条第1項及び条例第13条第1項に基づき、令和4年6月23日に特定空家等に対する措置として助言また指導をしました。

5、特措法第14条第2項及び条例第13条第2項に基づき、令和4年8月29日に特定空家等に対する措置として勧告しました。

なお、勧告後の令和4年9月28日に所有者本人が来庁され、解体に向けて前向きな回答をいただき、河合町危険空家等除却費補助制度の河合町不良住宅判定書が提出されましたので、町議会議員に意見を求め、令和4年10月4日に特定空家等に対する措置を一時保留しています。

以上です。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 大西議員。

○9番（大西孝幸） はい、それでは、不毛田川の関係について、ちょっと意見を述べさせていただきます。

まず、3日土曜日、そして4日日曜日に土地の測量に立ち会われた職員の方、ご苦労さんでした。

まず、3日の日ですか、4日の日ですか、地元の地権者の方で、この事業に対して異議を持たれている方が、測量の立会いに出てこられた状況があったので、いい方向に向いているのかなと思います。

また、この事業全体を含めた、どう言いますのかな、不毛田川の道路も要は一緒に整備拡張、そういうことも今後含めて考えていただきたいなと思っています。そうして、事業用地の買収については、地権者の方々の協力は不可欠です。地権者の方々は先祖代々の土地であったりとかいろんな思いを持っておられると思います。用地の買収は非常に大変だと思いますが、着実に進めていただくようお願いします。

この私の質問についてですけれども、この通告書を出した時点では、各議員にスケジュール等の説明はなかったもので、その後に説明がされたので、再質問はしないということにします。

不毛田川流域内水対策事業については、質問はこれで終わりにしておきます。

続きまして、消失後の空き家について、ご本人が来庁されたという経緯が今、回答にありました。そのことを考えますと、前に進むのかなという気持ちもしています。

質問したいのは、河合町空家対策の推進に関する条例の第4条に町の責務について明記されています。この4条について、担当課としての認識あるいは見解をお聞かせ願えますか。

○住宅課長（森川泰典） 議長。

○議長（谷本昌弘） 森川課長。

○住宅課長（森川泰典） 再質問について、回答させていただきます。

河合町空家等対策の推進に関する条例第4条、町の責務に記載されているとおり、空家等対策は住民の生活環境の保全や安全で安心して暮らせるまちづくりのために取り組まなければならない課題として認識しております。

以上です。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 大西議員。

○9番（大西孝幸） この焼失した家屋というのは、道路の横、県道ですか、道路の横に建っております。私も何度かここ通るときに、よく現状を把握したりしますけれども。この間、横通ったときに、袋、4袋とかそんな感じで片づけてはったような形跡があって、ガレージに片づけたといいますか、そういうものが置いてあって、先日も通ったらそれがなくなっていたということで、これは持ち主の方が前向きに考えてされているのかなという認識をしたんですけれども。実際、これ、昨年9月、私、一般質問して、いろんな取組、先ほどの回答にもありましたけれども、取組されているような感じもしますけれども、やっぱり道路に面していますんで、車も通りますし、中学生の方も登校されて、現状、非常に放置すれば危ないという状況がずっと続いていますんで、やっぱり町長の先ほどの答弁の中にもありましたけれども、安心・安全、命を守るという観点からそこを重点において取り組んでいただきたいと思います。

焼失して使われなくても個人の所有物ですから、いろんな問題があるのは分かりますが、やっぱり安全を考える上では、早急に一日でも早く対策取っていかないと、責任、所有者本人の責任もありますけれども、町の責務として管理監督責任という部分が発生すると思いますんで、その辺は早く対応していただきたいという思いで私の質問をこれで終わります。

以上です。

○議長（谷本昌弘） これにて、大西孝幸議員の質問を終結いたします。

◇ 西 村 潔

○議長（谷本昌弘） 11番目に、西村潔議員、登壇の上質問願います。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

（12番 西村 潔 登壇）

○12番（西村 潔） 皆さん、こんにちは。

議席番号12番、西村潔が通告書に基づきまして、今回4つの質問いたします。

まず、1つ目、清原町長の在職中の職責の総括について質問いたします。

まず、清原町長の在職中の職務については、令和元年6月議会で、清原町長の体制について質問をさせていただきました。

幾つか答弁をいただきましたので、その中で、5つ答弁を披露させていただきます。

まず、1つ目、町長室の開放はお互いの顔が見える関係の中で、町民の皆様とともに取り組むことが可能と考え、広聴の手法の一つとして検討したいと、こういうふうに申しておりました。

2つ目、町の施設に町へのメッセージ用紙を設置し、意見を箱に投稿またはファクス送信していただく方法を検討しますと。

3つ目、他町に比べ、各財政関連比率が高いのは、歳出では人件費と公債費の割合が近隣町や類似団体に比べて高いことが主な要因であると。人件費は、ラスパイレス指数87.7で県内及び類似団体でも低くなっているが、職員の年齢構成が高いこと、また、人件費総額は多くなっていると。

次、4つ目、公債費は、これまで計画的な社会資本整備や平成25年度に借り入れた三セク債の増大により、町債残高が累積したためであると。

こういうふうに答弁をされました。

次、5つ目、本町では、行政運営の透明性を確保し、事務事業の改善を行っていく上で、外部検証は有効な手段の一つと認識している。そのため、平成27年度から取り組んでいる河合町総合戦略における各事業の施策の検証結果などを参考に、検討を進めてまいります。というのは答弁ございました。

これら①から⑤の決意に対し、町長はどのような評価をされましたかということで質問させていただきます。

次に、教育免許制度について質問いたします。

過去に学校教育について、5つ質問させていただきました。

まず、1つは公立小中学校の教員の勤務実態。

②日本の学校教育における河合町の状況とは何か。

③河合町の公立校で教員不足はあるのかないのか。

④河合町の英語教育。

5番目、小中学校のキャリア教育とその他授業以外での教育活動について質問いたしました。

これらの質問に対する答弁を聞いておりますと、その背景にあるのは、学校や教育委員会は前例踏襲にこりがちなと言いますか、組織であることを強く感じたわけですね。新しい風を入れるよりも教育現場をよく知っている人のほうが無難であるという考えがずっと続いているのではないかと、そのように感じておるわけですね。

ところが最近では、デジタル化の推進や金融リテラシーなど教員に多様なスキルが求められる現代社会では、民間の力を活用せざるを得ないにもかかわらず、教員免許にこだわり、教員免許がなくても教壇に立てる特別免許制度も十分に利用されていないと思われま。

そこで、質問します。

河合町の特別免許について。

教育委員会はどのように考えているのかということです。

②河合町の採用実績はあるのかどうか。

今後の民間先生の採用は考えていますか。

次、(2)民間人校長の採用についての所見を聞かせてほしいと思います。

①過去の実績はありますか。

②今後の対応を聞かせてください。

次、3番目。教育のまちとして、他町と異なった特色とは一体何か。

教育のまちとして誇れる河合町、分かりやすく説明をしてほしいんです。

次に、3、成年後見を進めるための行政の役割について質問いたします。

認知症などで判断能力が低下した人を法律的に支援する成年後見制度の利用が、河合町で進んでいるのかどうか。

- 1、河合町における後見、保佐、補助の状況はいかがでしょうか。
- 2、過去に町長が後見人の申立てをした実績はありますか。
- 3、後見人や保佐人に選ばれた人はどんな人たちでしょうか。
- 4、成年後見人が専門職、例えば弁護士とか司法書士などに集中していると聞くが、今後、高齢化が進めば担い手不足が考えられる。市民後見人の育成が急務ではないか。

過去に質問いたしましたけれども、その後の進展状況はいかがでしょうか。

- 5、市民後見人の育成を自治体の努力義務と政府は言っております。河合町はどんな施策を行ってきたのか。例えば、前回お話ししたときもそうですが、7町での共同育成の構想は進んでいるのかどうか。

次、4つ目、河合町の介護保険について質問いたします。

2024年度から始まる介護保険制度の見直しがこれから本格化しますが、2000年に始まった制度は3年ごとに見直しがされてきました。

- 1、そこで、過去8期までの河合町の介護保険の推移について、以下のデータの開示を求めます。

- ①介護保険特会の当初予算と決算収支。
- ②1号保険者の保険料の推移。
- ③被保険者の負担割合別人数。
- ④認定の有効期間別人数。
- ⑤住所地特例の人数です。

次、2、第9期の改定に向け、現時点での素案の骨格はありますか。

- ①介護保険料の見込み。過去の試算では相当高くなっておりますけれども、どうなのか。
- ②被保険者の負担割合別人数。
- ③認定の有効期間別人数。

次、3、河合町介護保険を運営する上で実質的河合町が負担する額について。

- ①1期から8期まで幾らの負担となったのか。
- ②9期の見込額は幾らでしょうか。

以上、追加質問は自席にて行いたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうから2つ目の教員免許制度について答弁させていただきます。

きます。

河合町、奈良県も含みますが、奈良県の特別免許についてでございます。

特別免許につきましても、教育委員会はどのように考えているのか。

特別免許制度につきましても、大学での養成教育を受けていない者に都道府県が行う教育職員検定により、免許状を授与する制度であり、昭和63年の教育職員免許法の改正により制度化されました。学校教育において、情報化、国際化等の社会の変化に対応し、社会との関わり方を身につけるためには、効果のある制度だと考えます。

2つ目、河合町、奈良県の小学校中学校への配置実績についてはございません。

3つ目、今後の民間先生の採用につきましても、県教育委員会に確認したところ、県立学校では、特別免許状を授与された社会人採用は進められている状況でございますが、小中学校への採用としては行われていないので、当町にも配置されていないものと考えられます。

大きい2つ目、民間人校長の採用についての所見についてでございます。

実績については、ございません。

今後の対応としては、県教育委員会が民間校長を採用すれば、河合町に配置されることは考えられないことはないと思われま。

3つ目、教育のまちとして、他町との異なった特色は何かということについてですが、国に先駆けた小学校35人学級の継続につきましても、町の方針で国に先駆けて整備を行いました。今年度は、国のルールでいきますと、第二小学校の1年生、4年生、6年生が2クラスでしたが、ちょうど区切りの35人学級を実施することにより、全て3クラスとしております。学校の先生及び保護者の方からは喜びの声をいただいております。

また、いじめの防止等の観点から、町の会計年度職員で学校の支援員として、元警察官を採用したケース、中国から転入があった場合でも、県の日本語指導教員、週2日で4時間の指導では十分な指導をできないと判断し、町独自で日本語指導、教員の配置を行ったケースもございます。

以上でございます。

○福祉政策課長（浦 達三） 議長。

○議長（谷本昌弘） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、私のほうからは、3番目の成年後見を進めるための行政の役割についてと4番目の河合町の介護保険についての質問に答弁させていただきます。

成年後見を進めるための行政の役割についての1番目の質問の河合町における後見保佐、

補助人の状況についてですが、後見人がついている方につきましては26名となっております。補助、保佐人については不明でございます。これは、後見登記に関する省令第13条により、後見については、本籍地の市町村へ報告する必要があるからです。保佐、補助人については、報告義務がございませんので、実態のほうは把握しておりません。

2番目の過去に町長、後見人の申立てをした実績はどの問いですが、こちらにつきましては8人です。

3番目、後見人や保佐人に選ばれた方はどのような方ですかというところなんですけれども、こちらにつきましては、弁護士、行政書士、社会福祉士などが主となっております。

4番目、成年後見人が専門職に集中していると聞きますが、今後、高齢化が進めば担い手不足も考えられる。市民後見人の育成が急務ではないかとのご質問ですが、本町では権利擁護の相談については、包括支援センターが中心となって順次対応しておりますが、現在のところ、後見人の担い手が不足しているとの相談は寄せられておりません。

今後、高齢化が進めば、後見人が不足する等の事態が発生は想像できますが、喫緊の課題は後見制度自体の認知が進んでいないことです。今後も周知を図りながら、制度を理解していただき、必要とされる方が安心して相談できる体制を整えてまいります。

5番目、市民後見人の育成が自治体の努力義務となっているが河合町ではどんな施策を行っていたか。また、西和7町の共同育成の構想は進んでいるかとの質問ですが、河合町では、成年後見利用促進のために必要な方の相談に乗っております。ケアマネジャーや障害の相談支援事業所にもこういった情報のほうを提供しているなどして、後見が必要となる人の早期発見の必要性を訴えております。

日常生活で、簡単な金銭管理が困難になってきた方には、社会福祉協議会の権利擁護の事業の活用を促しております。

市民後見人の育成については、後見人となる方の一定の資質の担保のために組織的な養成体制、後見人となった後の支援体制や監督体制の整備が必須となることから、負担が大きく、1町での実施は困難と判断しております。広域7町でも制度について協議を行い、スケールメリットを生かした核となる中核機関の共同設置が必要との認識をしております。

しかし、設置のための費用や、受け手となる社会資源がないため、実施には至っておりません。後見制度の利用拡大に向けて今後も協議を重ねてまいりたいと思います。

続きまして、河合町の介護保険についてです。

過去8期までの河合町の介護保険の推移について、データの開示を求めますとのご質問で

した。

こちらにつきましては、過去議員のほうに資料のほうをお渡しさせていただいております。

この質問につきましては、直近のところだけ、軽く説明させていただきたいと思います。

1番目の介護保険特別会計の当初予算と決算収支につきましては、最新の令和3年度で予算額18億9,600万円に対し、決算収支は歳入歳出同額の18億9,801万694円の収支ゼロ円となっております。

2番目の第1号保険者の保険料につきましては、最新の第8期で、第7期と同額の5,100円となっております。これは奈良県39市町村のうち5番目に低い保険料を設定しております。

3番目、被保険者の負担割合別人数ですが、令和3年度で原則の1割の方が1,107人で、一定以上所得者の2割が97人、現役並み所得の方で、この方3割になるんですけれども、62人となっております。

4番目の認定有効期間別人数ですが、こちらにつきましては高齢化に伴い、年々増えている介護認定に対応するため、令和3年度に上限が4年に引き上げられています。人数は資料のとおりとなっております。

5番目、住所地特例の人数ですが、他町の施設を利用している住所地特例対象者は現在48名となっており、横ばいの状態が続いております。

続きましては、第9期の改定における現時点の素案の骨格は何かとのご質問なんですけど、こちらにつきましては、現時点では国の関係機関が現在策定に向けて協議中であり、市町村までは情報が下りていない状況でございます。

1番の介護保険料の見込みということで、過去の試算では8,372円となっておりますが、第8期計画、これは令和3年度から令和5年度の計画に基づきますと、令和7年度の保険料の見込みとしては、6,075円と見込んでおります。これは、第7期当初で見込んでいた給付の伸びが思ったより少なかったことが要因で、金額のほう下がっております。

続きまして、被保険者の負担割合別人数につきましては、第9期については先ほど説明させていただいて、まだ協議中でございますので、現時点では不明となっております。基本は1割から3割の範囲になると考えております。

続きまして、認定機関の有効期間についても現状は不明でございます。現在は6か月から4年の有効期間となっております。

3番目の河合町から介護保険を運営する上で実質負担する額についての問いなんですけれども、①番の1期から8期は幾らかの負担になるかとのご質問ですが、それも表のほうに書

いているんですけれども、一応令和3年度現在で、一般会計から支出する金額につきましては、約2億7,200万円となっております。平成12年度介護保険発足当時と比べると、約3.1倍の負担となっております。

続きまして、②番の9期の見込額なんですけれども、これは次年度策定する予定となっております計画により算出されますので、現時点では不明でございます。

以上です。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） それでは、在職中の職責の総括についてということでご質問をいただいておりますので、お答えします。

①町長室の開放につきましては、定期的に開放するというところまでは至っておりません。しかし、住民の皆様の声聞くという広聴は町政の基本と考えており、日々の執務の中で必要と判断した場合は、直接お会いしてご意見をお聞かせいただきました。

また、令和2年4月には、広報広聴課を新設し、情報の収集と発信に努めてまいりました。

さらには、自身の活動を知っていただくことも対話につながると考え、東奔西走コーナーを新設し、日々の動きや自分の考えなどを発信してまいりました。

②町へのメッセージにつきましては、就任後、直接ご意見等をいただく手段として、町長へのメッセージという形で実施いたしました。これまでの紙ベースに加え、町ホームページに入力フォームを形成し、比較的簡単に投稿できるようにしております。

③町の財政指標は、公債費や人件費の割合が高く、令和元年度決算の経常収支比率は100%を超えており、自由に使えるお金が少なく、独自の施策を実施することは困難な状況でございます。こういった状況を改善するため、健全化の取組として、支出の削減を図るとともに、組織強化を行い、税収の確保を進めてまいります。

人件費に関しましては、高齢職員の早期退職制度の創設など、人件費の抑制を行い、新規採用を継続して組織の若返りを図ったところでございます。

これらの取組を継続してきたことで、決算の黒字や財政調整基金への積立て、そして財政指標の改善が目に見えるように表れてきたと感じております。

④町債残高の累積につきましては、これまで住民の皆様のご利便性を図るため、様々な施設整備などを積極的に実施してきたこと、そして、平成25年度には、将来の財政負担の軽減を図るため、土地開発公社を解散させる財源として借入れを行ったことは、町債残高を累積さ

せる大きな要因となりました。このことで、令和元年度には、約131億円の残高がございましたが、事業の計画を適切に管理することで、令和3年度決算では約123億円まで減少させることができました。

今後も、住民の安心・安全を守る事業など河合愛A I 構想の5つの愛に基づく施策を展開し、「まちを元気にするサイクル」を活発化させていく所存でございます。

もちろん町債の残高や、財政指標の推移なども常に念頭におきながら、計画的な行財政運営に努めてまいります。

⑤河合町の長期ビジョンでございます。

河合愛A I 構想をはじめ、各種事業の検討委員会など、そのP D C Aサイクルによる進行管理を円滑かつ確実にしていくため、行政内部のみではなく、住民の方々や外部有識者を含む検証、審議などを行っています。その結果、自動空間のほうで安定的な行財政を運営できる「まちを元気にするサイクル」が回り始めていると認識しております。

以上、ご質問の5項目について、お答えいたします。全ての政策、事務事業につきまして、パーフェクトではないかもしれませんが、コロナ禍という困難な状況の中で、目に見える形での成果を少しずつ示すことができたと考えております。

以上でございます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） それではまず、教員免許制度について質問いたします。

先ほどの答弁では、県の教育委員会によって決まるというようなニュアンスを受けたんですね。そうしますと、特別免許の実績もないということは、県のほうから言われるまでは何もできないとそういう教育体制になっているのかとか、そうしますと、今後も活用の道はないわけですね。県から言われるまでは特別免許というのは全然使えないと。これではなかなか河合町の教育のまちとか言っていますけれども、どういうふうにして教育のまちを特色あるようにやっていくのかは全く未知数ですよね。この理由としては、先生は全て教育委員会の管理の下にやっているんだと、県の教育機関がなっているというのがあればね。各地方の町や地方団体は全て同じ公立小中学校の教育が全て一緒だとそのように感じ取ってしまうわけですね。特色ある教育、先生も自分たちでできない、全て県次第だと。そうしたらどういう形で特別免許の活用できるんですか。何もできないということじゃないですかね。そういうことになってくると、公立小中学校の先生はどこも同じような問題が市町村には起こ

ってくるわけですね。そうしたら特色のある教育はできないと言っているのと同じじゃないですかね。

その辺のところでは教育は、教育のまち河合町はアドバンス上げておきながら、具体的には教育のまちの中身については全く住民だけじゃなくて、我々も分からないわけですね。

この教育のまちというのはどういう意味のことを言っているのか、ちょっと教育委員会からの答弁をお願いしたいと思います。まず、それが1つです。お願いします。

○教育委員会参事（山本 剛） 議長。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 特別免許にかかわってまず説明させていただきたいんですけども。

免許は渡すことができるのは、授与できるのは、都道府県ということになっておりまして、町のほうが特別免許を発行することはできないとこの辺りになっております。また、校長を含め、各市町村の公立学校に配置される教員といいますのは、県が採用した人間がこちらのほうに派遣されてくることになりますので、県が特別免許を持った民間の方を採用しない限りはこちらのほうに配属されないという仕組みになっております。

ただし、今、おっしゃったように様々な特徴を考えた際に、県にそういった要望を上げることは可能ですので、そういった際にはそういった要望を上げていくことができるこのように考えております。

また、様々な社会人、技能を持たれた社会人の方がおられると思うんですけども、各学校におきましては、小中学校の段階では、いろんなことを広く浅く学んでいくというこういったスタイルがございますので、こういうような学びのときに1年間通してスペシャリストを配置するのはなかなか効率的ではないとこのように感じているところでございます。

そういった際には、ゲストティーチャーという形である程度定められた期間、短期間の間にスポット的に呼んでくるというようなこのような講師の配置のほうは可能にするようなこういった予算のほうは取らせていただいておりますので、そういった活用においてその部分を集中的に取り組むようなそういった時間を取ればというふうに思っているところでございます。

社会人教員は、何も先ほど申しましたように県のほうでも採用していないわけではございませんで、特に専門性を有する県立の高等学校、専門学科を有するようなどころにはもう既に配置されておりまして、こういった専門性を日常的に毎日学ぶような学校で今、活躍され

ていると聞いております。こういうような活用の仕方がございますので、今後、特色を目指していくときにはそういった要望なんかをどんどんできるのではないかなと思っておるところです。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 今の答弁聞いていますと、河合町の教育委員会が県に言わない限りは何も県からわざわざこうしなさいとかないわけですよ。今までやったことありますか。

○教育委員会参事（山本 剛） 議長。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 県が採用してくれない限りは派遣がないということになっております。ただし、要望を上げることができますので、そういった要望を今後上げることは検討できるかなと思っております。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 過去に要望を出していなかったということですか。特色のある教育のまちにしたいと言っているわけですから、当然いろんな人たちを、民間で活用してもらう人たちをお願いするとか、こういう形でやってほしいということは当然できたはずですよ。それはなぜできてなかったんですか。

○教育委員会参事（山本 剛） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 先ほども申しましたように、町内の学校にありますのは、小学校中学校でございますので、広く浅く学ぶというところもまずは一つの大きなポイントになっているかなと思っております。そのときに、そういった専門性の方を呼ぶ議論があったかどうかということにつきましては、なかなか考えにくいことであったのかなと思っているところです。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 民間の力を借りるためにどうしたらいいでしょうか。例えば、特定の特別に講座を設けるというのじゃなくて、年間通じて民間の力を借りるということは、既に民間の学校はやっていますよね、それはね、採用してます、英語もそうですよね。ところ

が、公立小学校中学校はそれができないんですね。1年通してそういう、例えば先生を教師として雇うとかそういうことをやっている私学はあるわけですよね。公立はないということは全て県の教育委員会が決めることだから、ということ発想になれば、どこの市町村もみな同じような教育体系になるということじゃないですか。そのことについては、どのように答弁されます。

○教育長（清原正泰） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原教育長。

○教育長（清原正泰） おっしゃることはよく分かるんですが、制度的なことを考えましたら、教員というのは免許がなければ実際授業に携わることができない。例えば、高等学校なんかよくあるんですけども、免許を失効されたまま教壇に立たれて、それを例えば社会の授業を教えるということになったときに、必ずそれは国の方からこれは無効だと、だからその分を免許持っている方にやり直しなさい、例えば春休みであったり、そういう時間を使ってやらなくてはならないという、こういう制度上のことをなかなかひっくり返すことは非常に厳しい状況にあります。

ただ、奈良県においても、例えば南部のほうに行きまして曾爾であったり御杖村であったり、そういうところでは逆に地域の曾爾村でしたら一生懸命されているのは、漆からいわゆるニス、こういうのを作るといようなことで、そういうのをいわゆる授業の一環として中に組み込んで、例えば3年生、卒業するときに自らそういう講義を受けて、郷土のそういうものを残していくというアイデア的な部分は、いろんなところで多分されているのではないかなと。

例えば、これが国語の授業です、私、国語の免許持っていませんけれども、昔、古文が好きやったと、だからこれを教えたいということは授業の中ではなかなか難しいですけども、ただ、学校としてそういうのをゲストティーチャー、先ほど参事言いましたように、そういうのを年間に組み入れて、子どもたちに興味を持たせるということは可能だとこのように思っています。

以上です。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） これ、私学も同じような制約はありますか。私学について同じような制約はあるんですね。

○教育長（清原正泰） 議長。

○議長（谷本昌弘） 清原教育長。

○教育長（清原正泰） 私学であっても免許なければ教えるという、指導する教科教えるということについては、履修の観点から考えればまずあり得ないと私は思っています。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 現実に特色のある教育のまちと言ったら、そうしたら各公立の小中学校はできるんですか、特色のあるまちという特色のある教育とか、その辺のところ、どうも一律に全国市町村全部同じというふうになってしまわないかなと思うんですよね。それはもちろん、プラスアルファは若干あったとしても、根本的な教育の、民間の力を使うことについては皆同じだったとしたら、全てのところは私学に行ってしまう可能性があるんじゃないですか。当然、いろんなことをやっている私学について。その辺のところ、どうも、制度は過去に質問、私、5回ほどしたことあるんです。

給与も同じやと。50年前の給与体系は残業の分も含めてやっているとかね、そういうことそのものが問題があるんじゃないですか。学校の先生、待遇の問題いろいろありますけれども、給与からそうして国が決めてやっているということ自体に私は問題あると思いますけれども、これは市町村の問題にはないと思いますけれども、そういう中の前提で教育しているということ自体がやはりこれは海外で打ち勝っていきこう思ったら、もっと基本的なところを変えていかないと行けないと思うんですよ。市町村はそういうふうに理解をされていてもできないしたらええかとなるんですけれども、その辺のことについて、答弁されますか、できますか。

○教育長（清原正泰） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原教育長。

○教育長（清原正泰） 私もやっぱり現場におりましたんで、そういう教員の待遇であったりとか、やはりこれは昔からもう全く変わっていない、やっとな今、給特法4%という、特に義務教育の先生方については、勤務時間以外に例えば残業手当がつくということはまずありません。4%を一律みんなついている中で、当然給料というのは年齢が例えば上がっていくシステムになっていますんで、だからそういうところは我々も常日頃、県や県を通して国にぜひ要望してくださいということは毎年のようにそういう機会がありますので、話を出しているんですが、そういうもっと言えば国の文科省のそういう制度をしっかりと見つめ直してほし

い、また変えてほしい、そんな中でしか我々は下りてきますんで、そのことが順番に県に下りてきて、市町村というふうなことになるんで、だから本当に抜本的にそういう国の教育に対する体制であったり、予算であったり、これはやはり我々としては毎年のように何とかお願いをしたいというところで、今までお願いをしておるんですが、現状的にはそういうのは今の現状であります。

以上です。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 私は、毎年海外に行って、それぞれの学校のやり方を見ているんですけども、どうもこう日本の学校って非常に硬直的ですね。英語教育1つにしてもそうですね。学校の先生、英語の先生、専門の外人を雇ったらいいわけですね。それができないとなれば、教育委員会としては何ができますか。県の教育委員会にこういうふうにしたいたんだということを要請できますか。いかがですか。

○教育委員会参事（山本 剛） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 日本の学校の教育スタイルというのは、この前からお話しさせていただいている学習指導要領といわれる教育課程の水準というものを一定にさせるためのこういったものにのっとってやっていくとこういうことになっております。ここで示されておりますのは、各教科における到達点、目標、ゴールはここですとこういうふうな基が定められておまして、各教員はそこに到達させるためのいろんな事業やっていくことになります。ただし、ここにいくための方法というのは、いろんな道がありますので、こういったあたりの道をいろんな子たちをつくることによって、その学校の特色なんかは出していくことができるとこのように考えております。

先ほど英語の話なんか出てきた際には、今、英語の教員が中心になってやっていくんですけども、ここのゴールに到達するためにALTを活用するであったり、地域に住んでおられる学校法人の方を授業の中にゲストティーチャーで来ていただくようなことをしてみたりとか、様々な工夫を行うことは可能というようになっておりますので、そういった対応はできるかなというふうに思います。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） もう少し具体的に言いますと、例えばALTの代わりに英語の先生、外人を先生として教員を採用するということで県の教育委員会に言えますか。

○教育委員会参事（山本 剛） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） こちらのほうもALTの方が、そういったことを希望されて受験されるならば、社会人の検定を受けるならばそういったことは可能になると思われま

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） ALTがそういう先生になるというためにはどうしたらいいんですか。

○教育委員会参事（山本 剛） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 先ほどありました特別免許状という制度がありますので、この特別免許状の制度を活用するために、社会人の採用、検定、こういったものを受けていただくところという形になります。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 過去5回質問をしたんですね。このALT関係、いろいろな教育関係でね。どうも聞いているともうがんじがらめになっているんですよ。なかなか教育のまちというアドバラン上げるには、どこも市町村も同じような、少しはちょっと高いアドバラン上がるかもしれませんが、ほとんど共通的に言うとそんな大した違いがないというふうに理解してしまうんですね。

その中で、河合町としてできる限り教育のまちということをやはりPRしていくという前提に立てば、今までどおりとはなかなかいかないと。何か変えていかなければならないと。制度はあるんだったらそれは変えるのは難しいかもしれませんが、しかしその制度の中からもやっぱりこれは河合町やっているんだということをやっぱり具体的に出していかないと今の話、5回質問しましたけれども、なかなかもう教育のムラ、学校のムラみたいになってしまいますから。そこの中でグチグチ言うとしてもものじゃあないんで。やはり教育委員会を通じてやはり具体的な方向をやっぱり申請して、あるいは申入れするというのをこれからして行ってほしいんですけれども。町長のお考えはどうです、そこは。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、西村議員おっしゃっていただいたようにもう日本の場合は教科の中でかなり縛りがあるんですけれども、ただ、やっていけるのは各教科の中で具体的に、いろんな取組はすることができると思いますので、できるところから各学校の特色をうまくそういう教科を利用しながら、例えば第一小学校でしたら第一小学校のそういう特色、第二小学校でしたら第二小学校の特色、第一中学校であれば第一中学校の特色、第二中学校であれば第二中学校のそういう特色、教科の中ではかなりいろんな特別な指導もできるようになっておりますので、その点でまた教育委員会に工夫していただくということと、あと公立学校といえはかなり広聴会している、そういう一面もございますので、いろんな面で制度改革、それは要求してまいりたいと思っております。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） この教育関係、免許については一つだけ最後質問しますけれども、教員免許なくても教壇立てる特別免許というこの制度の活用価値は、河合町ではあると思いますか。そのためにはどうしたらいいとか、その辺のところ最後聞かせてください。

○教育長（清原正泰） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原教育長。

○教育長（清原正泰） この特別の免許状というのは、当然今の時代ですので、なかなか教員不足であったり、非常にそういうところで働き方改革であったりということを考えましたら、そういう制度を活用を本当に市町村でできるならばそうしたい、というのは本音であります。

ただ、今のこの制度から言いましたら、都道府県が担当するということになっている、また、検査、試験に関しても都道府県が行うと、例えば特別免許を取られて、社会人で有能な方であったり、何かにたけておられるとか、そういう方が免許を取得されたときには、同じ扱いになるんです。教諭という扱いになります。ただ、それも受けたところの都道府県で10年間といういわゆる期間があって、その間活用できますよというのが今の特別免許の在り方です。

なかなか、本音言いましたら1人でも2人でもそういうところに来ていただける、また、そういう資格を有することをこちらから県に対してぜひこういう方がいらっしゃるんで、推薦もしてできるならばどんどんやっていきたいなとこのように思っております。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 特別免許は今のお話だと高校では何か稀に使っているということで、小中学校では使っているところは今、ありますか、奈良県の中では。ありますか。

○教育長（清原正泰） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原教育長。

○教育長（清原正泰） 今のところ聞いたことはございません、小中に関しては。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 今のままでいくとこれからも使わないという前提ですよ。そういうふうに教育委員会も考えてしまう、町も考えてしまう。そうしたらこの特別免許をどう活用するかについての議論は恐らくこれからももっとやってほしいんですよ。具体的にやっぱりALTじゃなくて本格的な英語の先生採用するとか、そのぐらいの意気込み持ってやらないとほんまに英語の教育のまちなんて言えませんよね。その辺のところではやっぱりこれからこれぜひ検討してほしいんですけれども。町長いかがですか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、おっしゃっていただきましたとおり、社会教育でイングリッシュエデュケーションプログラムをしておりますけれども、教科の中でも工夫できる部分出ていると思いますので、そういう部分と、議員おっしゃったように外国人の先生またそういう日本でも英語をすごく研究している方も多く聞いておりますので、私もいろんなところで出ていく場面ございますので、今、議員おっしゃったようなことは県とかまた国にも行く場合もございますので、そういう部分、提案してまいりたいと思っております。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 次に、成年後見人進めるための行政の在り方について質問しますね。

今のところ、そういう行政の役割が全く見えてないですね。具体的な計画もないとの答弁なんですけれども、何かこういう何でそういうようなことになるのかということの何か障害等ありますか。例えば市民後見人を養成するというのは人気がないと言いましたよね。私、言っているのは市民後見人を養成するというよりもそういう講座を設けてまず皆さんに知ってもらうことから始めたらどうかということを行っているわけですよ。それさえもできな

いと、今言ったように費用はかかるとか市町村ではできないと、これはできますよね。社会福祉士を1名採用して計画を立ててもらったらどうですか。

○福祉政策課長（浦 達三） 議長。

○議長（谷本昌弘） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、成年後見の講習のほうなんですけれども、確かにおっしゃられるように社会福祉士等採用して、そういった講習ですか、するということも確かにありますが、そもそも市民後見人制度が進まない要因ということも当然ございます。それにつきましては、その業務に対する対価が基本無報酬であること、そして責任の重さに対する心理的ハードルの高さにあると言われております。

せっかく市民後見の養成講座を開いたところで、実際市民後見になろうとする方がこのハードルの高さで市民後見になれないというような事情も聞いておりますので、現時点で町としましては、後見人制度というのを広く住民に皆様に広報等通じて知らせていただきまして、そういったところの後見人制度というのは実は身近なものであるという認識が出てきましたら、こういったところの市民後見の養成講座等、また考えていければと考えております。以上です。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 養成講座とか勉強会するのはそういう情報を提供して知ってもらうためにするんですね。市民後見人をつくるという前提でなくて、まずこういう後見人の制度があって、こういう形で働ける、あるいは活動できるということを知らしめてほしいわけですよ。その一つの手段がこれだと思いますけれどもね。今のお話やったら、どういうお形になれば市民後見人の考え方とか制度が熟してくるんですか。恐らくずっと熟さないと思いますけれどもいかがですかね。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、市民後見人の養成講座を通じて、確かに市民後見人がどういったものかということを知っていただくのはすごくいい機会だと考えております。しかしながら、市民後見につきましては、後見人制度自体が家庭裁判所のほうで選出されるというような事情がございまして、やはり後見人の制度につきましてはその責務の重さから弁護士とか行政書士、司法書士等が選ばれる傾向がかなり強いと聞いております。ですから、市民

後見人につきましては、せっかく知っていただいてもそれを生かせる機会がないというふう
に聞いておりますので、今、現時点では、やはり町としましてはまず後見制度のほう、必要
な方が知っていただくという広報等で機会を通じて、そういった形で後見人制度が周知がで
きましたら市民後見の方も考えていきたいと考えております。

以上です。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） それでは、追加質問として、まず財政健全化について今まで質問いっ
ぱい出てきてました。一番財政健全再建を行う上で何が一番重要かということについて、ち
よっと私の考えるところ申し上げますと、やはりこれは危機意識の問題なんですね。潰れる
か潰れないかという危機意識を持てるかどうかなんですよ。そのためには、危機意識があ
れば、当然具体的な計画を立てるわけですよ。そういうことから町長は当初からこの危機
意識のどの程度、3年半ほど前持っておられたかどうかですけれども、その辺についてのち
よっとお考えをお聞かせくださいますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 今の質問にお答えしたいと思います。

就任したときには、今日の議論でもかなり出ておりましたが、もう財政調整基金が4,000
万円しかない、もし大きな災害が起こればどのように対応できるのか、町民の皆様方の命そ
れから財産、本当に守れるのか、そういうこともすごく心配しました。

それから1年目、予算をつくっていく、それが本当にできるのかそういう心配までは実は
しておりました。

そういう中で職員にも、今、西村議員おっしゃったように危機的な河合町の状況をしっか
り自覚してもらってその上に立ちまして、いろんな今日は議員の皆様からご助言いただきま
したけれども、収入を増やしていく様々な取組、それから歳出を抑える、それから特別に町
有地の部分でもしっかり使用していない部分を収入に入れるとか、そういうことも少しずつ
見えてまいりました。

当初は、議員おっしゃったように、本当にこれから河合町、前に行けるのか、そういうよ
うな気分がいっぱいございましたんで、少しずつでも光が見えるような状況になってきた
かなということは今、思っております。議員おっしゃったようなそういう部分、絶えずまた

職員にも、そういう部分は返してまいりたいと思っております。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 最後に、私、清原町長が在職中の職務の総括について再質問させていただきたいと思っておりますけれども。

まず先ほど、清原町長から5項目についての答弁がありまして、目に見える形で成果を示すことができたとの答弁が大体私、そう認識しているんですよ。もちろん、確かに財政健全化については、財政指標は改善されていると思います。おっしゃるとおりです。しかしながら、全国市町村のみならず、河合町も出生数の減少は顕著になっている中で、河合町抱える課題である不毛田川の内水対策事業とか、旧第三小学校跡地の活用事業がようやくスタートしたわけですね。ということは、これからお金がかかるわけですよ。さらにね。特に第三小学校というのは、令和6年からスタートしても、先ほどの答弁でもその後の費用はどれくらいかまだ分からんと言うところですよ。

そういう中で、これから清原町長が事業を推進しながら持続可能な河合町にしていく責任が当然出てくるわけですよ。そうしますと、私は思うんですけども、1期4年で河合町は長年にわたってためてきたうみを取り出すにはあまりにも短い期間だと思いますね。そうしますと、私としては、清原町長が残された課題をやはり成し遂げる責任があると思いますよね。1期やってもらっているわけですから。ほかの人でなくて、実際に4年間携わってこられたいろいろなよかったこと、悪かったことあると思いますよね。そうしますと、残された課題を成し遂げる責任をやっぱり清原町長にあると思ひまして、そういうチャンスをやっぱりつくってもらいたいと思うんですよ。

そうしますと、来期に向けた清原町長のお考えとはどうなのかとか。その課題がいっぱいある中でやはり問題点、今、出されていますよね。出されていますけれども、その多くを残された課題の解決を財政健全化をさらに進めるためには、河合町が、町長が将来像を住民にやっぱり示していただきたいんですね。そのためには4年の貴重な経験を踏まえての思い切った政策を打ち出してほしいわけですよ。もちろん、打ち出しておられますけれども、もう少しPRを強く出してほしいんですね。

来期に向けた町長の意向、ここで1回聞かせてほしい、意気込みを。お願いできますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） ただいま、西村議員のほうから、政治姿勢を示してもらいたいとそういうご質問だと思います。

昨日、そして本日と各議員から私の1期目での取組に関するご質問をいただきました。それら質問の全ては河合町の将来を思っていることで、改めて私に対する期待とその重責の重さを痛感しているところでございます。高評価をいただいた取組もあれば、中には厳しいご指摘を受けた取組も多くございました。

コロナ禍という未曾有の事態の中で、新たに取組まなければならない事業や、道半ばで断念せざるを得なかった事業、規模を縮小したり、形態を変えて実現した事業など、様々な事業がございましたが、それら全ての事業に真剣に精一杯取り組んでまいりました。そのためか、着任してからの3年半余り、本当に長いようで短く感じたところがございます。

私は、常に理念としまして、人には優しい、人情あふれる町、暖かい河合町を念頭に、やれることから地道に取り組んでまいりましたが、自分の描きました河合町を実現できたかと問われれば、やはり志半ばと言わざるを得ません。

そのような心情にあるときに、今、西村議員から持続可能な河合町をつくり上げていく責任があると叱咤激励していただいたように感じております。私もそのとおりだと思っております。住民の皆様が笑顔で誇りを持って暮らせる安定して、安心できるそういう発展していく新しい時代の新しい河合町の実現が私の責務だと考えます。

これまで重点的に、取り組んでまいりました行財政改革の成果としまして、財政調整基金への積立てが可能となり、皆さんの財政面の不安を払拭するとともに、危機管理への備えをすることがある程度できてまいります。今後は、産・官・学の連携をさらに深めまして、ネットワークを構築し、多様化、複雑化しております課題に取り組んでいくために、私、清原和人は来年4月に予定されております統一地方選挙に挑戦し、再び町民の皆様の信任を得たいと考えるに至りました。

次の4年は、まさに住民の皆様が主人公になると考えております。みんなで未来の河合町を築き上げていきたいと考えます。そういう意味でも、どうぞよろしく願いいたします。

ご質問のほう、本当にありがとうございました。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 今、力強い表明していただいてありがとうございます。

なかなかこの財政を立て直すというの難しいと思うんですね。私は損害保険会社で8年財

務運用していました。海外の投資もしておりましたし。ルクセンブルクの投資会社もつくって管理しておりました。

先を見るというのはなかなか難しいんですね。河合町の置かれている状況というのは非常に苦しいんですけども、やはりこれをやり遂げるといのが町長だと思うんですね。そういうことを考えていくと、今後、時代はますます変わっていくわけですよ。10年どころか数年先も分からないという状況であるわけですから、絶えずやはり世間の状況、社会の状況、世界の状況を見ながら河合町に置かれている立場を認識しながら、やはり勉強していかなければいけないわけですよ。財政のもちろん勉強もしなくてはなりませんわね。

そういうことで、予想できない時代ですから、河合町だけでなく、全国のみならず世界の経済の動きも見てほしいんですね。大変失礼ですけども、清原町長、世界の経済とかどういふふうに見てられる、毎日見られますか、情報得ていますか。どうですか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） なかなか教育畑でまいりましたんで、少し正直言って弱い部分でございますが、毎日、日本経済新聞を見まして、分かるところから手探りになっている状態でございますが、やっぱり世界の情勢しっかり把握しまして、その中に日本の国がある、またその中に河合町があるという視点に立ちまして、そういう外の世界につきましても認識深めてまいって、勉強します。それを河合町に返せるようにというか努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 私も日経新聞読んでまして、毎日切り抜きしています。いろんな項目でね。そういう切り抜きしたものをスクラップにして、もう一回見直す。為替の動向、動き見てると変わってきますよね。そういう形でやっぱり継続的に変化をしている、なぜ変化をしているのかとか、そういうものを見る目をやっぱり養ってほしいんですよ。為替だけの当面だけの問題じゃないですね。世界経済もそうですね。そういうことを考えたときに何を知らないといけないのかになりますよね。やっぱり河合町だけの問題ではすまないわけですよ。

その辺のところ踏まえて、お説教みたいなこと言ってすみませんけれども、私としては毎日新聞切り抜いています。それ切り抜いたあと、例えば半年後、もう一回見直して今、どう

なっているか、当たっていないの多いんです。世界のエコノミストでも言うてること当たっていないのほとんどですよ。そういうことでなぜ当たらないのかとかいろいろあると思いますけれども、それを認識することからまずスタートすると。

そういう意味でやはり、時代は今後ますます変化してきます。昨日と今日は違うかもしれませんが。ところが人間は、昨日と今日は同じやと。変化はないと。今日と明日も変化ないと。ずっと変化ないと思っちゃうわけですよ。しかしこれは変化あるわけですよ。その辺のところ絶えず認識するためには、日頃やっぱり住民の、前にも言いましたけれども、そっと行って企業に言うて訪問してちょっと話をするとかね、私もいろいろ財務運用やってまして企業行った話をするとかいうこともさせられましたけれども、やっぱり地元の人の中に入っていくというということまずすると、いうことをまず心がけて欲しいんですね。

そういう意味でやはりなかなか行動力を求められるのが町長やと思いますので、体はもちろん気使っていませんけれども、そういう体の管理もしながら、頭の整理も勉強もしてもらいたいと思いますので。

ひとつお願いがあるんですけれどもね。まず、町民の声を謙虚に聴いてほしいんですね。誠実に行動してほしい。これを私は願っております。来期にももちろんそうですけれども、これをやってもらうためにはやっぱり最低、やってもらって、1期では難しいですね。2期、できれば3期ぐらいまではやっぱりそのつもりで行動してほしいと思いますけれどもね。

そういうことで、私の一般質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（谷本昌弘） これにて西村潔議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（谷本昌弘） 本日、予定者の5人の質問全て終了いたしました。

本日、これにて散会したいと思います。

異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

よって、これをもって散会いたします。

散会 午後 4時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷 本 昌 弘

署 名 議 員 杵 本 光 清

署 名 議 員 大 西 孝 幸